

2019（平成31、令和元）年度 自己点検・評価報告書

2020（令和2）年3月31日

学校法人先端教育機構

事業構想大学院大学

目 次

序章	・・・	1
第1章 理念・目的	・・・	3
第2章 教育研究組織	・・・	8
第3章 教員・教員組織	・・・	14
第4章 教育内容・方法・成果	・・・	18
第5章 学生の受け入れ	・・・	21
第6章 学生支援	・・・	27
第7章 教育研究環境	・・・	30
第8章 社会連携・社会貢献	・・・	34
第9章 管理運営・財務	・・・	47
第10章 内部質保証	・・・	53
終章	・・・	58

注記

- (1) 教職員、学生数等に関する数値は、2019(平成31・令和元)年5月1日現在の学校基本調査での報告数を基準としている。それ以外は2020(令和2)年3月31日現在を基準としている。

序章

(1) 事業構想大学院大学事業構想専攻設置後の経緯及び目的、特色、課題について

2012（平成 24）年 4 月、東京、南青山に社会人向けの専門職大学院としてから 8 年という時間が経過し、10 年間の研究教育活動の総括と、次の 10 年間の目標とアジェンダを検討しなければならない時期にきている。8 年間の具体的成果を基にして、高らかに設定した理念、目標にどこまで近づき、次の 10 年の活動のためのどのような知的基盤を整備できたのか？設置趣意書の中では「高等教育機関としての新たな役割を担い、社会的責務を十分に全うするために、幅広い視野と高い見識を備えた『高度専門職業人』の育成を目指すものである。低迷する社会に新たな活路を開き、未来を拓こうとする逞しい意思、豊かな知性、卓越した指導力を具備した未来を担う人材育成を求める声は高い。このような社会状況に鑑みて企業経営、とくに事業構想の分野で高度な『人財』の育成を行う」と記し、これを建学の理念としているが、この目標は具体的にどこまで達成されたのか？修了生の総数、実施した研究プロジェクトの総数も大切であるが、社会の質的変革にこそ構想の核心があるということは誰もが理解するところである。

2018(平成 30)年度の外部評価報告書にも、そうした視点からの重要な指摘、示唆が、多数、提示されている。本学の建学の理念、認証評価、自己点検・評価で説明してきた理想、理念への理解と支援が拡大すればするほど具体的な結果が求められ、期待される結果を示すための場の創出と教育カリキュラムの実践が求められる。高い理想、理念には、学術としての体系化と事業としての結果がなければならない。閉鎖系での限定合理性と最適解の探索ではなく、開放系の時間発展型の課題として設定された「事業構想」は、伝統的なキャッチアップ型の学術アジェンダとは異なるアプローチを必要としており、この 8 年間は試行錯誤の連続であったとも言える。

日本経済の低迷の要因として新規事業を生み出す担い手の不足が指摘されてきたが、そのためには前者の最適解探索型事業の成功体験から脱皮し、新たな視点、領域、手法で新たな世界観の実証に挑戦する人材が必要で、事業構想大学院大学の構成員としては、一丸となって、これまで以上に覚悟と緊張感を維持して急峻な山道を登らなければならないことは言うまでもない。

開学後、満 8 年を経過した現在、「事業構想修士」という本学独自の学位を習得した修了生は 264 名、プロジェクト研究修了者は 573 名にのぼっている。修了生の中からは、起業した者、事業を承継して新事業を立ち上げた者、勤めていた会社でプロジェクト開発のリーダーとなる者、あるいは分社化して経営者になる者など多彩な人材を輩出してきた。さらに近年は、修了生と在学生、それに教員の間でのネットワークづくりも進み、大学院が新たなアイデアを生み出す連携の場としても発展しつつあり、「学術と実践の懸け橋となる」という専門職大学院が果たす役割を一貫して追求してきた。

こうした中、2018（平成 30）年 4 月には大阪校と福岡校、2019(平成 31)年 4 月には名古屋校が開校し、本学は全国展開へ向けての第一歩を踏み出した。地域の自然や慣習を熟知し

ている人達こそが地域に本当に役立つ事業構想を立て継承させることができるとの考えからである。いずれにしても大阪校、福岡校、名古屋校の開校は地域への空間的な展開とはなるが、教育活動としての普遍性、本質の確認と事業としての適応性、多様性、機動性が試されていると考えている。

(2)これまでの自己点検・評価活動、認証評価等の取り組み

本学では開学した2012(平成24)年に教授会メンバー4名を「自己点検・FD担当に指名し、様々な意見交換を踏まえて点検改善活動を行ってきた。講義科目(演習科目以外)についての「授業評価アンケート」は開学以来、毎年実施しており、結果は教員にフィードバックされ、講義内容の改善に役立ててきた。また、院生の履修や演習への参加状況なども日常的に把握しており、すべての学生を対象に面接を実施し就学状況や勉学上の悩み、大学への要望などの聞き取りを行っている。

このような取り組みに加え2014(平成26)年度からは組織的なFD活動を実施しており、教員自身による教育研究課題の解決や高度化をはかってきた。また2016(平成28)年度からは「FD実施委員会」を設置し、教授会の専任教員に加え、兼任教員も含めた全教員を対象とした「FD研修会」を今年度は4回開催するなど、精力的にFD活動をすすめてきた。

自己点検・評価については、開学5年目を迎えた2016(平成28)年に大学基準協会による経営系専門職大学院の認証評価を初めて受審することになったのを契機に、その前年から開始したものである。認証評価を「義務的なもの」と捉えるのではなく、第三者の視点から本学の取り組みを多面的に評価いただき、新たな改革、改善へとつなげる機会と受け止め、積極的に課題の洗い直しに取り組んできている。初年度は学長のもとに設置された総務委員会が実施主体となったが、翌年度には自己点検・評価委員会規定を制定、総務担当の副学長を委員長とする自己点検・評価委員会を発足させ、以後毎年、継続的に実施している。点検・評価の結果は報告書にまとめ、運営委員会、教授会に加えて理事会、評議員会でも課題を共有し、速やかな改善策の策定、実行へと結びつけている。

2016(平成28)年の経営系専門職大学院に対する認証評価に続き、翌2017年(平成29)年には事業構想大学院大学に対する大学評価(認証評価)が行われた。結果、いずれも「適合評価」をいただくことができ、開学以来の本学の取り組みについては一定の評価が得られたものと受け止めている。しかし、個別の分野では解決すべき課題も指摘されており、2018(平成30)年度から、さらなる改善に取り組んできた。こうした活動の実施状況と達成度への評価を多様な角度からの検討や議論を経て、2019(平成31)年3月には自己点検・評価報告書を作成し、昨年度から新たに設置された外部評価委員会に報告してご評価をいただき、外部評価報告書としてまとめていただいた。

今年度の自己点検はこの外部評価報告書を今後の改善策を策定、実行する際の指針として役立てるべく、4校の教員が運営委員会、教授会、FD研修会で意見交換をした結果をまとめた報告である。

2020(令和2)年3月31日
事業構想大学院大学

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

「事業構想大学院大学の理念（固有の目的）」

事業構想大学院大学は、高等教育機関としての新たな役割を担い、社会的責務を十分に全うするために、幅広い視野と高い見識を備えた「高度専門職業人」の育成をめざすものである。

低迷する社会に新たな活路をひらき、未来を拓こうとする逞しい意思、豊かな知性、卓越した指導力を具備した未来を担う人材育成を求める声は高い。このような社会状況に鑑みて企業経営、とくに事業構想の分野で高度な専門性をもつ「人財」の育成を行なうのが本大学院大学設置の目的である。

「事業構想大学院大学の目的」

広い視野に立って精深な学識を授け、事業構想の研究教授を通して創造的問題解決能力を有する高度な専門的職業人の育成を目的とする。

外部評価委員会からの重要な指摘は、理念・目的は是とし、「事業構想」という学術分野が発展途上にあるということを理解するものの、「事業構想」という概念が本当にすべての教員と院生に共有されているかどうかという事実確認ができないという指摘である。この指摘を重く受けとめ、以下のような本質的な問いとして理解し、自己点検を始めることにする。

- 事業というプロセスの重要な要素としての「事業構想」と学術の対象としての『事業構想』が混在し、関係者の中で概念の共有ができていないのではないか？
- 事業主体としての院生と教育者としての教員の役割が明確に区別されているのだろうか？
- 『事業構想』としての概念の共有ができていない状態での研究教育活動の諸結果を事業構想大学院大学としてどのように総括するのか？

これまで8年間の事業構想大学院大学における教育においては、教員は、事業主体となるべき院生それぞれの「事業構想」の方向付けの助言をし、それぞれの発・着・想の段階から計画、実現、分析、評価、改善にいたる様々な課題についての知識・ノウハウの教示だけでなく、さらには同僚、協力者、伴走者としての役割までも果たしてきた。このため教員は「事

業構想」への分析的な評価者としての立場と「事業構想」への能動的な協力者としての立場とのバランスを、それぞれの実務家としての経験と実績、あるいは学術分野での教育研究の経験と実績に基づいて院生と向き合ってきた。

そうした複数性の教育の結果、事業構想大学院大学の教育は、事業、院生、教員の多様性 (Diversity) を反映した内容となっていた。上記の第一番目の問いの安直な答えとしては“「事業構想」を共通のキーワードにした教員と学生の団体であり、それ以上でも、それ以下でもない”とすることもできる。しかしながら大学としての使命に関わる問いへの応え方として目的を具体的に設定して考える必要があるだろう。すなわち大学 (University) としては事業構想の多様性 (Diversity) から核心となる共有可能な理念・知見・方法論の抽出が必要であり、その知的営為そのものが「一つに (uni)」+「向きを変える (versus)」という文字通りの意味で“University”の役割・意味を考えることにしたい。この役割が果たせて初めて概念が共有に近づいたとすることができると考えている。

そもそも新しい未踏分野に関する概念は最初から定義できるような対象ではない。加えて院生それぞれが主体的に当事者、行為者として関わる「事業構想」には、それぞれ特有の考え方・理念・哲学、社会的背景、目的、経営資源、利害関係、将来展望等々が存在する。さらに、そうした院生の教育指導に関与する教員の側にも同様の文脈が存在する。したがって院生と教員との関係は、運命共同体として同志関係から価値中立を保とうとする観察者と被観察者の関係にまで広いスペクトルで分布する。大切なことはこの多様性、多元性、複数性を尊重しつつ、特定の考え方や利害に拘泥しない普遍的な価値の確認、創出のための不断の考察、自律的かつ自立的な思考であろう。普遍性には常に独断のリスクと例外があり、多様性には語り尽くせない本質があるが言語化は容易でない。

独自の学術分野の概念形成には覚悟と努力が必要である。仮の目標や検証すべき作業仮説を設定し、目標に到達するための試行錯誤を通して経験を蓄積し、多面的な仮説の検証を経て具体的に議論することができるようになる。そして議論を通して共有可能な本質が抽象化できたとき初めて当該分野の概念に関する記述が始まる。注意しなければならない点は、上記の多元性、複数性、多様性と普遍性のバランスの重要性は理解できても、そこには様々な限界があることである。「事業構想」に関する教育指導という立場では「事業構想」の当事者の同僚、協力者、伴走者としての間主観性を排除することは殆ど不可能である。加えて「事業構想」のプロセスの観察者として『事業構想』という分野を研究する準備は始まったばかりであり「事業構想」の臨場感を獲得するための作業を必要とすること、つまり概念形成の観察対象としての『事業構想』という分野は、教員にとっては観察者と行為者という少なくとも二つの立場を必要とする分野であることである。

想定する事業は様々であり、事 (コト) の本質がやがて“マコト”となり、その文脈に依存

した様相が業（なりわい、生き様）だと言い換えたとしても、事業の一切合切をひとつの抽象的な概念というフレームワークに収めて、多様な事業の問題を一ひいては人間の活動の問題を一統一的に議論しようとするのは、開かれた課題を閉じた解空間へ無理やり畳み込みこもうとする見当外れの試みでしかない。換言すれば、この困難を極める本質的な問いに真摯に応えるためには、この問いを長期的な課題として設定し、そのための議論の場を設定・維持することで本質的な価値創出への道を粘り強く探ることしかない。そのためのエコロジーは談論風発、侃々諤々の議論の場：サロンを組織することで形成される。それは近世ヨーロッパの郷愁を誘うサロンではなく、ICT を徹底的に活用した先進的な公共財：コモンズを基にしたサロンであり、アントレプレナーやステークホルダーによるサロンの運用を通して「事業構想」という人間の知的営為の情報化と概念構築に長期的に挑戦することになる。

第一期の10年が具体的な事業構想事例の創出と集積に注力した孵化期間であると敢えて総括するならば、第二期の10年はその創出プロセスと集積結果の編集作業に着手することになる。編集作業においては、それぞれの事業の現場、現実、現物という具体的な事実平常心で向き合うことと理解することが出発点となるが、事業それぞれの表層的な違いを捨象し事業に通底する本質をとらえるための俯瞰的な洞察も必要である。過度の現場主義には、属人的な成功体験への執着や大局観と理念のない利益代表となるリスクがあり、後者には結果を急ぐあまりオッカムの剃刀、スパースモデリング、プロクルーステース、空洞化等々で示唆される”Think Too Fast”のリスクがある。

しかしながら事業課題の多くは、既に確立した手法を上手に組み合わせて新規事業のリスクを最小化し、事前に想定できない未知の領域へは果敢な挑戦、試行錯誤を通して発見的に解決される。この課題解決能力を養成するための教育としては、事業の構想、計画、実践という創造的プロセスの具体例の分析・文節化と具体例に通底する方法論の組織化・理論化・体系化という作業を要請する。「事業構想」という分野は上記の教育及び研究の二つの不可分で相補的な活動を通して段階的に学術としての骨格が形成されるべきものである。その意味で創設前からの約9年間余の検討と試行錯誤を経て漸く学術分野の設計に必要な素材、具体的には事業構想計画書、月刊事業構想、プロジェクト研究の成果のエッセンスを再利用可能な知的公共財として文節化に着手すべき時期である。

準備された素材を基に、次の新たな事業の構想を創出するための手順としては、既に人類が確立した膨大な数の考え方と手法を構（カマエ）、関係性として集約し、そうした構えと関係性を組み合わせて、多様で豊かな想いを実現するというプロセスを何回も繰り返す必要がある。そうした事例の集積と編集が中期的な作業の中心であり、「事業構想」という学術分野が形成されるかどうかは中期的な作業の結果として評価されることになる。昨年度の自己点検・評価報告書にも記載したが、そのための活動を以下に要約して例示する。

- ① あらゆる事業をアイデアの創出→展開→現実的構築（以上の全ての知的・情的努力を結晶化した構想計画）→基本計画→実施計画→実践→評価→そして新たなアイデアの創出、というダイナミックな螺旋状の共創的事業進化プロセス群として近似的に理解し、そうした理解を実体化するための教材として記述する。
- ② 新しい夢のある変化、価値の創出は現場から発生する。そうした価値の創生に挑むことのできる人的資源の層を厚くするためのフィールドワークを含む多面的な教育を実施し、院生と教員とが一丸となった実践力、突破力の強化を図る。

このような教育研究活動を通して専門職大学院設置基準第二条第一項の「専門職大学院課程は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」に注力する。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

教職員、学生などの学内構成員に対する理念・目的の周知については、以下のように実践されている。

教員に対しては、採用面接時において本学の理念や前述の固有の目的について説明し、教授会、運営委員会や、FD研修会を通じて議論の深化を図っている。職員に対しても、採用面接時や入職時に、理事長や担当理事から本学の理念や前述の固有の目的について詳しく説明している。また職員が参加する会議等においても理念の共有を図っている。

学生に対しては、本学への入学希望者に対して実施している入学説明会において、固有の目的について時間をかけて説明を行っている。

また、入学者に対しては、入学式において理事長や学長からあらためて固有の目的について話していることに加え、入学後のオリエンテーション、導入集中授業としての事業構想原論を実施し、地域の特徴についても福岡特論、大阪特論、名古屋特論、東京特論として同原論に組み込んでいる。

事業構想には社会との情報共有が必要なため、ホームページ、大学案内、オープンセミナーや「月刊事業構想」、大学の広報誌を通巻15号刊行、学術誌「事業構想研究」を刊行している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

FD研修会、教授会、運営委員会、評議委員会、理事会において定期的な検証を実施している。

2. 点検・評価

- (1) 大学・研究科の理念・目的は、適切に設定され、自己点検だけでなく外部有識者からの多面的な評価を受けて、不断の検証を実施している。ただし、新しい領域なので、不断の改善が使命である。
- (2) 大学・研究科の理念・目的は、大学構成員に周知され、社会に公表されている。
- (3) 大学・研究科の理念・目的は、継続的に検証し、年1回の外部評価委員会において定期的に検証を行っている。
- (4) 開学以降、毎年、着実に出願者があり、定員割れは一度もなく順調に推移している。専門職大学院としての教育、研究活動については工夫の余地はあるものの、大学としての社会性、社会的ニーズへの対応は当初の目的に合致しているものと考えている。
- (5) 目的の周知は、ホームページ、広報誌、定期刊行物「月刊事業構想」、学術誌「事業構想研究」を通じて浸透がはかられている。とくに受験生における本学の目的に対する認知の状況を見ると、ホームページを契機にしている例が多く、大学の教育、研究、諸活動の内容については「月刊事業構想」が情報提供に効果があることが判明している。
- (6) しかしながら上述した「事業構想」の実績の積み上げと進化、『事業構想』についての深化についてはより一層の努力を必要とする。

3. 将来に向けた発展方策

- (1) 固有の目的実現に向けて、専門職大学院としての教育、研究活動を工夫していくため、カリキュラムの編成及びそのフィードバックとしての授業評価アンケートの緻密な分析を基に、教育手法の改善に努める。
- (2) 目的の周知に向けて、ホームページ、広報誌、定期刊行物「月刊事業構想」、学術誌「事業構想研究」のさらなる充実のため、とくに個別のメディアによる情報の充実とともに、メディアの連携やステークホルダーとの連携など多角的な展開もおこなってゆく。
- (3) 8年間の諸活動を総括し、実績を基にした求心力の強化、社会連携の拡大に努力する。

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

2018（平成30）年度の自己点検・評価でも報告しているが、本学は学部の設置がない独立大学院である。現在、専任教員18名、兼任教員51名、計69名によって組織され、修業年限2年の専門職学位課程を設置している。事業構想の考え方を教員で共有しながら、日常的な教務および総務関連の事項（教務全般、研究推進、学生生活、図書室、入試、FD、制度や規程の整備、産学連携、自己点検・評価、学生相談等）について、各校毎に専任教員を中心に分担して行っている。

また、本学の附置研究所として、事業構想研究所を置き、受託研究の推進、産学官連携事業等に積極的に取り組んでおり、大学の運営、研究の一助としている。また、事業構想大学院大学出版部では、月刊事業構想の編集、発刊、事業構想に関する書籍の刊行等の出版事業を行っており、今後の全国展開に向けた各自治体の関係づくり、フィールドリサーチを兼ねた取り組みも行っている。

【教育目標】

事業構想研究科は、事業開発や経営管理の分野でリーダーシップを発揮し、将来の経営者、起業家として活躍する優れた高度専門職業人を養成することを教育目的とする。

私企業であろうが公的経済企業であろうが、継続・発展のための経済的な成果を達成することと併せて事業の場、生活の場である社会の質的な維持・向上の両面から、社会の一翼を担う事を考え、研究し、実現可能な計画に落とし込んで、多くの人からの共感を得る必要がある。

そのステップは、発・着・想（アイデア、閃き）、構想案（知恵の出し合い）、フィールド&マーケティングリサーチ（意見・反応を聞く）、構想計画（実施調査、経営資源の確認など）、マーケティング・コミュニケーション（内外への告知、説明による説得）である。

ただし、外部評価委員会では、大学内での事業構想という本質の共有と本質的なカリキュラムとの因果関係の整理の必要性、また、事業構想を立てる「心構え」を最初に鍛える仕掛け、それがしっかりしていれば、学生は自発的に学び、自身でしっかりやっただろうとの提案を受けた。

【教育目標に沿った科目設定】

上記教育目標と、外部評価委員会からのご指摘にも応える内容として、以下の考えをもとに新入生に対して全国4拠点で導入集中授業を行った。

事業は人が社会や自然へ何らかの働き掛け＝実践をすることで生まれる。この働き掛け

=実践が社会にとっても、そして社会を支える自然にとってもよい活動であるためには、社会や自然に関する適切な分析に基づく理解、考え方=構(かまえ)の形成と明るい未来の創出への想いが必要である。この受動的ではない能動的な知的実践活動が事業構想である。

事業構想原論はこの世界に類例をみない事業構想というテーマへの15コマ2019(平成31)年4月8日~13日までの6日間の集中講義である。この15コマは、「事業構想とは」、「学びとは」、「顧客とは」、「創造性とは」、という事業構想にとって最も根源的な問いに関する導入講義とワークショップ、地域に関係付けた実務的課題と学術的課題に関する地域特論を軸に、2年間のカリキュラムへのオリエンテーション、そして最も大切な各自の事業構想に関する想いについての発表と質疑から構成される。この集中講義の目的は、第2週以降、事業構想大学院大学の多彩な教授陣によって講ぜられる基礎科目、専門科目、展開科目による本格的な学びへの準備であり、さらに演習を通してそれぞれの事業構想へと発展させるための方向付けのための導入講義でもある。

以下、各校のプログラムに沿って講義概要を示す。

福岡校：初日は田浦教授のファシリテーションによる「創造性とは」に関するワークショップである。構想の駆動力となる創造性をどのように磨き上げたらよいのだろうか？事例紹介と課題設定、参加者全員の討議を行い、構想力強化への糸口を獲得してもらった。2日目は「ささえる」をテーマにした福岡特論である。国内の電力供給全体としては九州地区が新しい時代を切り拓きつつあり、ビジネスとしても技術としてもホットな話題であるエネルギーと環境、電気エネルギー利用に関する学術的な課題についての講義の後、九州地区の持続可能性についてさまざまな産業経済を俯瞰した講義が続く。それぞれの事業構想へのポジショニングを期待している。全体像を垣間見た後の3日目は、個々の事業にとって最も重要な「顧客について」のワークショップを岸波教授のファシリテーションで実施した。人類が獲得してきた叡智は専門分野別の学術として展開されている。個々の学術の成果から何を学ぶか、4日目は健康にとってもビジネスとしても重要な生命科学からの学び方を重藤准教授がファシリテートした。想いだけで学びがなければ唯我独尊に陥る。専門別で体系化された叡智からの学び方を習得してもらった。5日目は事業構想の原体験、純粹体験を基にした東理事長による特別講義である。講義内容に照応するだけでなく自身の事業構想の実践への手掛かりを掴んでもらった。この5日間の総括は谷野研究科長による事業構想大学院大学における学びと研究についてのオリエンテーションである。最終日は導入講義の総括として固有のビジネスモデルについての発表と討議を実施した。履修生が関係する「企業」、「組織」、「プロジェクト」等のビジネスモデルの紹介によって、公知のケーススタディでは獲得できない多様なビジネスモデル群の比較検討を行う。ダイナミックに展開する多様なビジネスモデルについての討論によって院生間の相互理解の促進と各業界の社会課題についての理解の深化を行った。

大阪校：初日はSDGsを軸にした大阪校のプログラムへの導入である。人間の健康と人類社会全体のSustainabilityは対象とする系は異なるが共に解放系システムの持続可能性に

関する共通の課題である。根来教授による講義から SDGs の本質的な課題の抽出を院生と一緒に試みた。2 日目は二村教授のファシリテーションによる「SDGs × クリエイティブ (創造性とは)」ワークショップである。大阪万博を通して世界に創造性を示す絶好の機会である。3 日目は、竹安教授のファシリテーションによる大阪特論である。SDGs という表層的な「空気」に飲み込まれるのではなく実践と投資を軸にした大阪らしい本格的な議論が期待される。SDGs を自分の課題として理解し議論へ積極的に参加してもらった。4 日目は事業構想の原体験、純粹体験を基にした東理事長による特別講義である。「社会の一翼を担う」という建学の理念を世界的なムーブメントである SDGs の文脈で如何に展開するのか？実践への手掛かりを掴んでももらった。当日の総括は谷野研究科長によるオリエンテーションである。事業構想大学院大学での具体的な学び方、研究の進め方を理解してもらった。5 日目は森井教授のファシリテーションによる「SDGs × マーケティング (顧客とは)」ワークショップである。世界全体の価値についての文脈で考える SDGs と一人一人の顧客の存在を前提とした事業構想との相補性をどのようにして実現してゆくのか？やわらかく、そして深く考えるための絶好の機会を活かしてもらった。最終日は導入講義の総括として固有のビジネスモデルについての発表と討議を実施する。履修生が関係する「企業」、「組織」、「プロジェクト」等のビジネスモデルの紹介によって、公知のケーススタディでは獲得できない多様なビジネスモデル群の比較検討を行った。ダイナミックに展開する多様なビジネスモデルについての討論によって院生間の相互理解の促進と各業界の社会課題についての理解の深化を行った。

名古屋校：初日は、個々の事業にとって最も重要な「顧客について」のワークショップを岸波教授のファシリテーションで実施。顧客の心を掴む成功事例の多い中部地区での事例を想起しながら事業のエッセンスを掴んでももらった。2 日目は事業構想の原体験、純粹体験を基にした東理事長による特別講義である。講義内容に照応するだけでなく自身の事業構想の実践への手掛かりを掴んでももらった。この特別講義の総括は谷野研究科長によるシラバス全体についてのオリエンテーションである。3 日目は「つくる」をテーマにした名古屋特論である。ものづくりという事業に新しい時代を切り拓いた名古屋地区での最近の挑戦課題の現状についての報告とその学術基盤についての講義を行った。世界を相手にして再度始まっているタフな戦いの新たな様相を学習した。4 日目は田浦教授のファシリテーションによる「創造性とは」に関するワークショップである。構想の駆動力となる創造性をどのように磨き上げたらよいのだろうか？事例紹介と課題設定、参加者全員の討議を行った。ものづくりからの脱皮も含めた構想力強化への糸口を獲得してもらった。5 日目は、Brexit で苦しむ英国が、技術を軸にした産業革命を契機にしてどのように世界の覇権を手にしたかについての歴史を、“学び、捨てる (Unlearning)”ためのワークショップである。人類が獲得してきた叡智は専門分野別の学術として展開されている。専門別で体系化された知見から自由になるための学び方を習得してもらった。最終日は導入講義の総括として固有のビジネスモデルについての発表と討議を実施する。履修生が関係する「企業」、「組織」、「プロジェクト」等のビジネスモデルの紹介によって、公知のケーススタディでは獲得できない多

様なビジネスモデル群の比較検討を行う。ダイナミックに展開する多様なビジネスモデルについての討論によって院生間の相互理解の促進と各業界の社会課題についての理解の深化を行った。

東京校：初日は事業構想の原体験、純粹体験を基にした東理事長による特別講義である。講義内容に照応するだけでなく自身の事業構想の実践への手掛かりを掴んでもらった。この特別講義のスピリットを実践するための総括は谷野研究科長によるオリエンテーションである。2日目は「はかる」をテーマにした東京特論である。利便性の高いモビリティとゆたかな多様性を実現し世界で最も生産性の高い都市の一つとなった東京が、今後どのように進化してゆくのか？新たな挑戦を始めた産業界の事例と昨年モノから論理へのパラダイム変換を達成した標準分野の事例を学び、新たな挑戦への充電をした。3日目は田浦教授のファシリテーションによる「創造性とは」に関するワークショップである。構想の駆動力となる創造性をどのように磨き上げたらよいのだろうか？事例紹介と課題設定、参加者全員の討議を行った。情報過多の時代における構想力強化への糸口を獲得してもらった。4日目は危機管理における学術の役割について学ぶ。事業の実施においては様々な想定外の障害、困難に遭遇する。市場での自由な競争を軸に発展してきた現代社会では相対的な力のバランスによってゲームが進行する。このタフなゲームを戦い抜くための最後の武器は科学による真実（Truth）の提示であり、Post Truth による喧伝ではない。着実な事業の実践への厳しさを学んでもらった。5日目は、個々の事業にとって最も重要な「顧客について」のワークショップを岸波教授のファシリテーションで実施した。事業構想原論の講義やワークショップでの議論全体の総括として事業のエッセンスを掴んでもらった。最終日は導入講義の総括として固有のビジネスモデルについての発表と討議を実施する。履修生が関係する「企業」、「組織」、「プロジェクト」等のビジネスモデルの紹介によって、公知のケーススタディでは獲得できない多様なビジネスモデル群の比較検討を行う。ダイナミックに展開する多様なビジネスモデルについての討論によって院生間の相互理解の促進と各業界の社会課題についての理解の深化を行った。

また、事業構想を修得するため、そして人材養成の基盤になる科目、周辺知識や広い視野を涵養する科目、先端知識を学ぶ科目として、2014（平成26）年度より選択科目の4科目を配置している。この4科目とは「社会動向と事業構想」、「技術動向と事業構想」、「経済動向と事業構想」、「経営環境と事業構想」である。

2019（平成31・令和元）年度は、1年次後期に「事業構想基礎演習」（東京：谷野豊・岸波宗洋・根来秀行・田浦俊春・松本三和夫・野口恭平、名古屋：谷野豊・西根英一・岩田修一・岩田正一、大阪：竹安聡・森井理博・二村暢郎、福岡：谷野豊・坂本剛・永吉健一・内田一博担当）」を配置し、1年次後期から事業構想の考え方をチームで学ぶ機会を凶っている。これは、院生が自分のおもいを持ちながら、他者がどう共感するか。そのプロセスを授業などで体得していかないと結局独りよがりになってしまうのではないかと、といった課題

に対応すべく開講された授業である。2年次は、「事業構想計画演習」（東京：谷野豊・竹安聡・田浦俊春・岸波宗洋・野口恭平・村山貞幸・見山謙一郎・二之宮義泰・重藤さわ子、大阪：橋本良子・渡邊信彦・森井理博・二村暢郎・早川典重・青山忠靖、福岡：石井歓・小柳俊郎・大野尚・井手隆司・坂本剛担当）とし、事業構想計画書をまとめるための多様な担当教員を配置した。

これらの科目は、将来、経営者として、あるいは事業者として、社会の第一線で活躍するための素養と見識を身につける必須の知識であり、また社会分析や先見性の力を培うためのものであり、履修した学生からは、いずれも大きな満足感を得てカリキュラムの改善効果が上がっている。

次に学内組織として「事業構想研究所」がある。それは事業構想研究科における教育・研究活動を外側から連携・サポートする組織として開学時に設置されたものである。

主要な業務としては、外部機関（企業、行政、非営利団体など）より要請のあった研究プロジェクトや教育研究活動に応える諸活動である。

その他、企業・団体からの要請ならびに自主研究プロジェクトについても実施している。

いずれも、事業構想研究科の教育・研究活動に好ましい影響を与えると同時に、新設大学院である本学の社会的役割や社会貢献に注目を集めるなど、波及効果は大きい。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

2019（平成31）年4月からは、大阪・福岡校が事業構想計画演習の授業に伴い、今まで以上に院生の個別指導等が増えて行くことから、各校毎に院生の現状把握や募集に関しての情報共有を行って行くことを目的とした委員会を各校毎に設置した。

2. 点検・評価

- (1) 研究科、附置研究所等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものである。
- (2) 研究科、附置研究所等の教育研究組織は、定期的に検証を行っている。
- (3) 本研究科の学位名称は「事業構想修士（専門職）」であり、本学の教育理念・目的である「広い視野に立って清深な学識を授け、事業構想学の研究教授を通して創造的問題解決能力を有する高度な専門的職業人の育成」に合致した適切なものである。また、教育課程においても、創造と変革を担う人材に必要な知識と技法を組み合わせ、科目群を体系立てて編成するとともにより広域、かつ多様な働く社会人の学習ニーズに応える形で教育を実施している。これらのカリキュラム編成は本学の理念・目的を実現するためにふさわしいものであると考えている。
- (4) 2年次のゼミ、「事業構想計画演習」も各テーマに沿った複数の教員の指導となった為、インプットされる情報の充実が図れた。現在、さらなるカリキュラムの充実に向

けて研究・検証活動に取り組み、関連する教員との意見交換を実施した上で、2020（令和2）年度のカリキュラム改編に取り組んでいる。

- （5）カリキュラムの全面的な見直し、改革を推進している。すでに課題の洗い出しを行っており、改善したうえ2020（令和2）年度のカリキュラムを編成している。

3. 将来に向けた発展方策

今後も、理念・目的に照らして適切な教育研究組織をめざして、毎年見直しを図りたい。

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

教員編成方針は、「設置の趣旨等を記載した書類」において、「教員組織の編成の考え方及び特色」として申請している。

【教員組織の編成の考え方及び特色】

事業構想研究科の領域において、専門的な分野において積極的に指導し、企画・推進することができる高度専門職業人の養成のためには、事業開発、事業戦略、経営管理、マーケティング及び関連する多様な分野の教員をバランスよく配置する必要がある。本研究科では、学術的にも、かつ実践的にも高い業績と経験を有する専任教員を配置する。これにより大学院として修士（専門職）の学位を授与するにふさわしい内容・水準を確保する。

「設置の趣旨等を記載した書類」より

教員組織の編成の考え方及び特色の記載に則って、教員の充実を図っている。特に、2019（平成31・令和元）年度より、大阪校・福岡校で事業構想計画演習が新たに開講したため、事業を全体知として捉え、指導できる教員を東京校で1名、大阪校で5名、福岡校で5名、合計11名を採用した。

教員編成方針について

2016.9.20

学校法人日本教育研究団
理事会

2017年度以降の事業構想大学院大学の教員編成にあたっては、下記の基本方針とし、理事長はこの方針のもと、人事委員会に諮問を行うものとする。

記

1. 研究者、実務家のバランスのとれた教員編成を行う。
2. 若手教員、女性教員の積極的登用を行い、バランスのとれた教員編成を目指す。
3. グローバル化に対応できる能力をもつ教員を積極的に登用する。

以上

※法人名は当時の法人名

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

2019（平成 31・令和元）年度の教員構成と教員組織は次のとおりである。

【専任教員】

専任教員は 18 名で、その構成は、研究者教員 8 名、実務家教員 10 名（うち、専任教員 8 名、みなし専任教員 2 名）である。専任教員数に関して、法令上の基準である 11 名以上を遵守している。

本学は、事業構想研究科事業構想専攻の 1 専攻のみの大学院であるため、「専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われているに限り専任教員として取り扱われている」の規程に準拠している。

専任教員の内訳は、教授 16 名、准教授 2 名で専任教員の半数以上は、教授で構成されている。

専任教員は、いずれも専門職大学院設置基準第 5 条に定める「1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者、3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」のいずれかに該当しているか複数に該当しており、また、担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。

専任教員のうち実務家教員の割合は、経営系各分野で必要とされる専任教員数のおおむね 3 割以上であること」（「告示第 53 号」第 2 条第 1 項、第 2 項）の基準にも適合している。

また、引き続き各校において、専任教員、アカデミア教員の充実をすべく、一般公募、紹介等で専任教員の選定を行っている。

【教員組織の編制での特色】

教員組織の編制での特色は、前述の通り、経営分野だけにとどまらない、多様な専門分野の専任教員が揃っていることにある。また各分野の第一線で活躍する 51 名の兼任教員がいる。

2018（平成 30）年度には大阪校・福岡校が開講し、3 キャンパス体制となり、中継授業も行ってみたが、映像を介した授業では、教員・院生とのコミュニケーションを重視する本学の教育体系では限界があることがわかり、2019（平成 31・令和元）年度に名古屋校も開校し 4 キャンパス体制になるのを機に、各校舎で対面授業が行えるよう、教員の大幅な拡充を行った。一般公募のみならず、月刊事業構想の取材等を通じて、本学の教員適任者を独自に発掘しながら、さらなる充実を図っている。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

【教員募集・任免・昇任についての規程】

教員募集・任免・昇任についての規程は、「教員任免規程」（2012(平成 24)年 4 月 1 日施行）によって規定されており、適切に運用されている。

2016（平成28）年3月に「人事委員会規程」が施行されている。「人事委員会」は、理事長からの諮問に基づき、学長を委員長とし、副学長、研究科長、教務担当理事等を委員とし、専門的な見地から候補者の研究上と教育上の両面にわたる審査を行い、理事長に答申することとしている。昇任についても同様である。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

「教育・研究倫理規程」に「教員の責務」を定め周知するとともに、組織的なFD活動を行い、資質の向上に努めている。FD研修会は開学3年目となる2014（平成26）年度から開始し、専任教員のみならず、特任教授、客員教授の大多数が参加している。

2019（平成31・令和元）年度は、4回のFD研修会を実施し、積極的な意見交換が行われた。

第1回：2019年5月25日

「文科省の実務家教員に対する見解と期待」担当；川山竜二教授

「事業構想大学院大学における研究について」担当；岩田修一副学長

第2回：2019年8月31日

「教育研究倫理規程の事例紹介」担当；谷野豊研究科長

「教育研究倫理規程について」担当；岩田修一副学長

「本学における教育・研究について」グループディスカッション

第3回：2019年9月21日

「シラバス作成の基礎」担当；谷野豊研究科長

第4回：2020年2月15日

「新型コロナウイルスに対する情報共有」担当；谷野豊研究科長、根来秀行教授、二之宮義泰教授

「事業構想大学院大学の教育について」担当；田中里沙学長、岩田修一副学長

学生による授業評価の実施

本学では、開学以来、すべての講義科目（演習科目以外）についての学生による「授業評価アンケート」を実施している。その実施の方法や、学生からの授業評価を真摯に受け止めて、教育の質の向上やカリキュラム・教員編制の改善にも役立っていることについては、2018（平成30）年度報告書に記載したとおりである。

アンケート内容は、1. 自身の学習態度について、2. 授業・教員の評価について、3. 授業に対する総合評価、4. 授業の感想、要望等（自由記述）の4項目からなっており、11問の設問から構成されている。評価は、1（あてはまらない、非常に良くない）～5（あてはまる、非常に良い）の5段階評価であり、2019（平成31・令和元）年度前期の各科目の総合評価の平均値は、「4.6」であった。

2. 点検・評価

- (1) 教員編制方針を明確に定めている。
- (2) 教育課程にふさわしい教員組織を整備している。
- (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われている。
- (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じている。
- (5) 開学当初は規程の未整備があったものの、実態としては基準に準じて行われていた。
規程整備後は、上記(1)～(5)に示すとおり、規程通りに運用されている。
- (6) 学生による授業評価を、教育の質の向上やカリキュラム・教員編制の改善にも役立てている。

3. 将来に向けた発展方策

2018（平成30）年度から数年かけて段階的に教育内容、方法を改善するための作業を開始している。このカリキュラム改訂に伴い、教員配置の見直しや教員組織の見直しも適宜行っていく。

第4章 教育の内容・方法、成果等

本章の詳細については、「院生便覧、履修要項、シラバス 2019」および、既に昨年までの自己点検・評価報告書に記載の内容は割愛し、外部評価委員会でご指摘を受けた、事業構想の本質の共有と教育カリキュラムとの因果関係の整理について、本年度において、運営委員会、教授会、教育研究委員会等で議論している内容で特筆すべき点を以下に示す。

1. 現状の説明

(1) 学位授与方針は明文化され、学生に周知されているか。

本学における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、これを学則に明記している。

まず、学位の授与方針は「高度専門職業人」の育成をめざすという設置の理念をふまえ、学則第1条にそのあるべき姿を明記している。

学則第1条 広い視野に立って精深な学識を授け、事業構想の研究教授を通して創造的問題解決能力を有する高度な専門的職業人の育成を目的とする。

創造的問題解決能力の育成に関しては、1年次ゼミとして新たに教員2～3名、院生数名からなる事業構想基礎演習を開始し、他者から学び自己の考えを表明しながら集団で新たな事業を考えるという集合知の可能性と限界を学ぶ機会にしている。創造的であることは課題設定や仮説形成の能力によって示されるが、多義性を有する課題をチームの課題として設定することで、構成員の多様性に駆動された課題の展開を支援することで発着想の知的プロセスを実感する機会としている。また問題解決能力については、構成員それぞれが獲得している能力を発揮することで単独では実現不可能な構想が可能であるとの実感を獲得する機会を提供している。この2種類の実感が補完的に相互作用することで2年次の本格的な事業構想への条件設定となることを期待しているが、現在は試行段階にある。

(2) 理論と実務の架橋教育である点に留意した教育課程の編成・実施方針を立て、次に掲げる事項を踏まえた体系的な編成になっているか。

展開科目を有機的に関係付けるための基礎科目、専門科目の再編への検討を開始している。

(3) 教育の効果を十分上げるために、学術と実務の架橋を図る、特色のある教育方法を導入し、これを効果的に実施しているか。

昨年度は「理論と実務」で安直に自己点検を実施したが、第1章で議論したように「学術」と「実務」の連携を抜本的に再検討する段階であり、両者の架橋にはラジカルな課題設定はできていない。

(4) 学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定し、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等が明示されたシラバスが作成されているか。また、授業はシラバスに従って適切に実施されているか。

本学は社会人大学院であることから、学生が通学しやすい平日の夜間（18:30～21:40）と土曜日（10:30～17:50）に授業が行われていることは、昨年度の報告書でも記載したとおりである。

シラバスについては、2017年度の大学認証評価で「シラバスに講義計画が具体的に示されないほか、成績評価の方法が明確に示されていない」など、記載の問題が指摘されていた。それ以来改善を図ってはきたが、2019（平成31・令和元）年度に4キャンパス体制となり、大幅に教員が拡充されたことを機に、すべての授業、演習について「講義の概要とねらい」「到達目標」「キーワード」「授業の進め方と方法」「授業計画と課題」「教科書、参考書」「成績評価の基準及びその方法」までの必要な情報を網羅するよう、フォーマットを抜本的に見直した。また、新任の先生でもシラバスに記入すべきポイントかがわかるように、記入要領も作成した。そして、その記入要領に基づき、FD研修会にてシラバスとは何か、という基礎的なところから、シラバスに記入すべきポイントの解説を行った。さらに、提出されたシラバスのチェックも専任教員を中心に行う体制も整備したことにより、シラバスの質の大幅な改善につながった。また、この改善に伴い、授業がシラバスに従って適切に実施されているかの確認もしやすくなった。

(5) 授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修・研究を実施し、教員の教育上の指導能力の向上に努めているか。

第3章の「現状の説明（4）教員の質向上を図るための方策」で記述したように、2014（平成26）年度からFD研修会を開始しており、2019年（平成31・令和元）年度には、専任教員のみならず、特任教授、客員教授の大多数の参加を得て、4回のFD研修会を実施した。

2. 点検・評価

結果は昨年度と同様である。

- (1) 学位授与方針は明文化され、学生に周知されている。
- (2) 「理論と実務の架橋教育」については「学術と実務の架橋教育」と課題を再設定したばかりのところである。教育課程の編成・実施方針、体系化方策の検討は来年度以降

に実施する。

- (3) 社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮している。
- (4) 学生に対する履修指導、学習相談が学生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われている。
- (5) 社会人教育のため、インターンシップは実施していない。
- (6) 学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定し、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等が明示されたシラバスが作成されている。また、授業はシラバスに沿って適切に実施されている。
- (7) 授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修・研究を実施し、教員の教育上の指導能力の向上に努めている。

3. 将来に向けた発展方策

2018（平成30）年度から数年かけて段階的に教育内容、方法を改善するための作業を以下のように開始し、2年目である。2年目の追記事項を示す。

- (1) 院生からの期待、あるいは院生への期待を基に、全カリキュラムの見直しを年次進行で実施している。
- (2) 「事業構想」についての概要の説明ではなく、「事業構想」の本質を講ずるため講義名を「事業構想原論」とした新入生向けの導入講義を継続し、2020（令和2）年度は前期、後期それぞれの導入講義として事業構想原論 I、II として実施する予定である。
- (3) 分野、業種、世代、地域等々の“カベ”を超えて新たな発想で自由に事業を構想するための演習を事業構想基礎演習（各教員）とし、1年次後期に実施する。東京校、大阪校、福岡校、名古屋校4校共通の課題を設定し、教員、院生を2～3グループに分け、教員は集団指導体制で対応し、院生はグループによる共同作業を通して新たな事業を構想するための方法論を習得するという目標が達成されつつある。
- (4) カリキュラム改定の過程で割愛する講義については、院生の要望に従って夏季集中、春季集中の事業構想特論、あるいは特別講義として適宜準備する。基礎科目、専門科目、展開科目の再編も含めたカリキュラム全体の分析を行い、院生にとって全体の俯瞰ができるような新カリキュラムへと変革したい。

第5章 学生の受け入れ

外部評価委員会では、「事業構想を進めていく上では、まず受け入れたい人材を確保し、学びのきっかけを提供していくことが大切。そのうえで院生の選抜基準は適切か。」という指摘を受けた。本章では特にその指摘に係る点について記す。

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

本学では、求める人材像を明示したアドミッション・ポリシーを2016（平成28）年に制定して以来、院生募集要項やホームページに明記してきた。

アドミッション・ポリシー

1. 求める人材像

事業構想大学院大学は、卓越した発想及びその発想を実現する構想力を持ち、かつ事業を継続的に進化させ日本社会の一翼を担う志を持ち実行できる人材の育成を目的としています。そのため、講義を通じて知識を得るのみでなく、柔軟な発想のもと、その知識を応用し異なる立場での意見をもつ教授陣、学友との論理的で建設的な議論を展開することのできる院生を求めています。

具体的には、下記の人物を対象としています。

- ①新規事業担当者（及び将来携わりたいと希望する者）
- ②事業承継者（及び事業承継予定者）
- ③地域活性化を志す者
- ④ベンチャーを興したいと考える者

2. 入学試験の基本方針

そのため事業構想大学院大学の入学試験は、下記の基本方針のもと実施されます。

- 1. 卓越した発想に基づく一方で、実現可能性に支えられた説得性のある事業を立案する能力を習得できる素養を要求します。
- 2. 社会課題を読み解き、その課題を解決する事業の構想を論理整合的に論述できる思考能力を要求します。
- 3. 論理的かつ建設的な議論を展開し、共感を得ることのできるコミュニケーション能力を要求します。

2019（平成31・令和元）年度には、出願者の対象の範囲を広げるとともに、求める人材像をさらに具体化することで、より質の高い入学者に結び付けていくために、具体的な人材像を、以下のように変更した。

- ① 新規事業担当者（及び将来携わりたいと希望する者）
- ② 事業承継者（及び事業承継予定者、第三者承継を希望する者）
- ③ 行政や地域組織に属し、社会変革を志す者
- ④ ベンチャービジネス、ソーシャルビジネスで起業を目指す者
- ⑤ 新たな構想により自社を持続発展させたいと考える経営者

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

学生募集については、毎年7月からホームページに院生募集要項を掲載するとともに、資料請求者には迅速にパンフレット等を送付している。院生募集要項にはアドミッション・ポリシーを明記し、説明会でその説明も行っている。また、2020（令和2）年度は、東京、名古屋、大阪、福岡の各校の専任教員中心に「入試・広報委員会」を設置し、説明会やセミナー、オープンキャンパスや現役生・修了生との交流会などの予定を立て、募集活動を展開しており、入学者の多くがそれらの参加を経て出願に至っている。

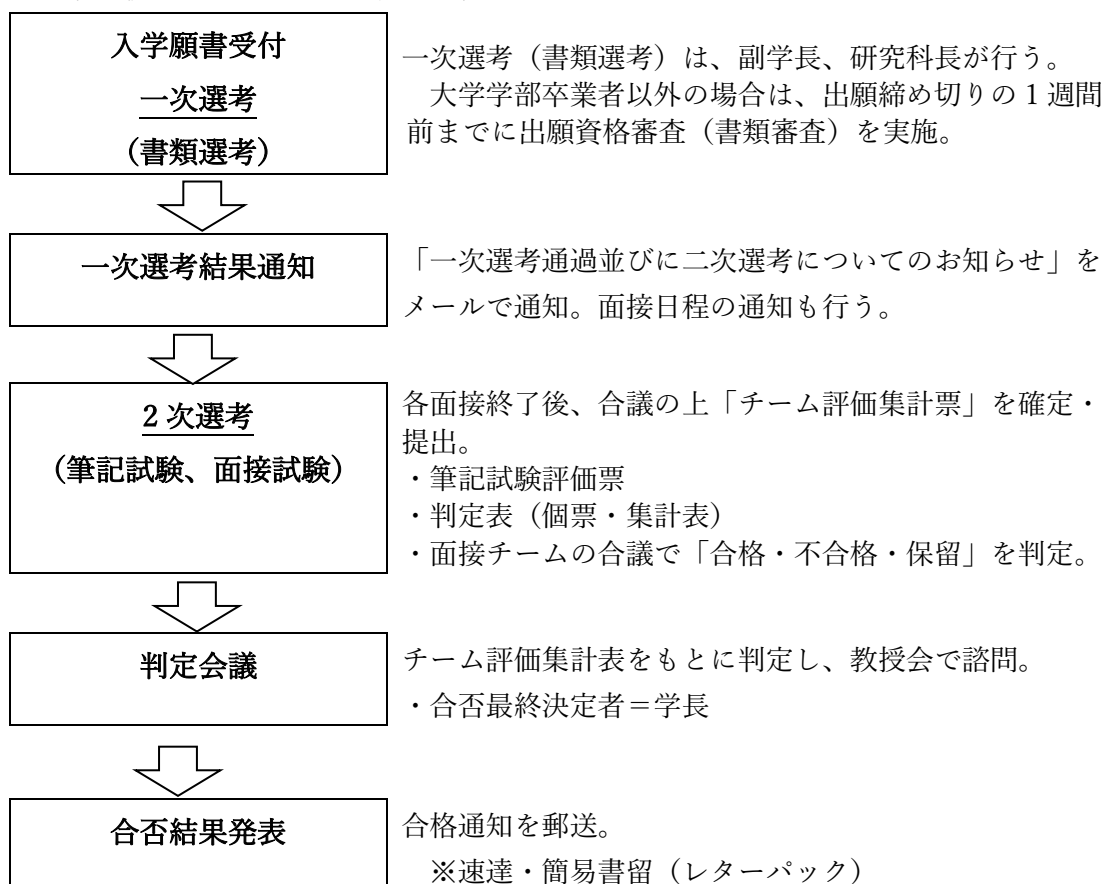
大学院説明会では、入学希望者に対して、1回90分程度かけて教職員から説明を行っている。入学後のミスマッチを防ぐために、本学の教育理念や事業構想の社会的意義、概念について詳細に説明している。また、時間の都合等で説明会に参加できない方や、大学院説明会に参加した上で更に相談や質問がある場合は、随時個別相談を受け付けている。

開催日時も平日の夜間や土曜日の昼間など、授業を開講している時間帯に設定し、参加しやすいように配慮している。2019（平成31・令和元）年度は、勤務形態やライフスタイルの多様化も踏まえ、日曜日の募集活動も行った。

出願希望者からの電話やメールでの問い合わせに対しては事務局にマニュアルを用意し、公平かつ正確に対応するようにしている。

入学者選抜方法の適切性については、アドミッション・ポリシーに掲げた入学試験の基本方針（p20 参照）に従い実施される。

入学試験は、以下のような流れで行っている。



一次選考は、書類専攻である。書類審査は、提出された①入学願書、②志望書、③推薦書（企業・団体等推薦を希望する場合のみ）を副学長、研究科長で判定している。1次選考では、特に②志望書の内容を重視している。その内容は下記のとおりである。

志望書

以下の3点を考慮し、A4サイズ2~3枚程度で簡潔にまとめてください。

- ・志望に至った動機
- ・入学して取り組みたいこととその背景
- ・2年間でやりたいこと、得たいこと

※上記以外の項目で記入いただいても結構です。

※指定フォームはありません。Word、PowerPoint等で自由に作成してください。図表等を添付していただいても結構です。

※提出いただいた研究企画書をもとに面接いたします。

「志望書」評価のガイドラインは以下のように決められている。

- ① 企画書全体から入学・事業構想に対する「熱意」が感じられるか
・学びへの意欲、通学、受講に前向きかどうか（出願の動機）。

- ・大学院で自らをどう成長させたいか、自己研鑽への意欲はどうか。
 - ・努力目標や事業構想について記述されているか。
 - ・事業に関連し、使命感が感じられるか。
 - ・本学のカリキュラム、教員の専門領域（本人が志向する分野）に関心や理解を示しているか。
- ② 提出書類各々について内容・論旨が明快で、丁寧かつ読み手への気配りがされているか。

二次選考は、筆記試験と面接試験を実施している。筆記試験は、事業構想に必要な基本的な発想力、思考力、コミュニケーション力を確認することを目的として、論述形式の問題を出題し、回答内容は、面接試験の参考資料としても使用している。

面接による評価は大別して、「事業構想・実践潜在能力」と「基礎的能力」に分かれる。さらに、前者は①ビジョン力、課題認識力、②目的執着・遂行能力・使命感の2つの面から評価する。後者は③人物評価、④知力から評価するものとする。

「事業構想・実践潜在能力」は次の2項目で判断する。

① ビジョン力・課題認識力

企業・事業・社会変革に対して何かしかりとしたビジョン（どういう方向に向け、いつまでに）あるいは問題(課題)意識を持っているか？

ビジョン・問題意識（ビジョンは適切か：社会・経済的意義、実現可能性、課題認識・対応案は適切か：分析的、総合的、実現可能性）

② 目的執着・遂行能力・使命感

ある目的に対して執着し、行動していく性向を身につけているか？

そのように行動してきたか？ 当該事業構想・実践への強い思い使命感はあるか？

（過去実践してきたこと、構想・実践に向けて現在し続けていること、思い、等から）

「基礎的能力」は次の2項目で判断する。

③ 人物評価

構想し、実践していく上での基礎的人間力を身につけているか？

（情意、積極性、協調性、コミュニケーション力、多様性への寛容力）

④知力

事業を構想し、実践していく上での基礎的知力を身につけているか？

（常識(社会的・学問的・事業的)、客観性、分析力など)、

最後にこれらを総合し本学の求める人材像を加味し、受験生を入学させるべきかの総合判断を行う。

面接試験は、3人の面接委員で実施している。上記の評価項目に基づき、面接終了後、各々の面接委員がそれぞれ「合格」、「不合格」、「保留」を判定する。面接委員同士で意見が分か

れた場合は、判定会議において更に審査をし、最終的には、判定会議で合否を決定し、教授会に諮問のうえ、学長が決裁している。

なお、4年制大学卒業者以外の出願者を対象に、出願資格認定審査を事前に行っている。出願要件は、「ビジネス経験 3 年以上を有するなど、本大学院で学ぶ上で適切な学力と経験を有すると認められた方」である。出願資格認定審査は、副学長と研究科長が出願書類の審査を行い、大学卒業程度と認められるかどうかを審査している。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

入学定員に対する在籍学生数比率の適切性について、入学定員（2012 年～2017 年度 30 名、2018 年度 70 名、2019 年度・2020 年度 90 名）に対する入学者数比率は以下のとおりである。

2012 年度	志願者 68 名、入学者 36 名、入学者数比率、1.20
2013 年度	志願者 52 名、入学者 36 名、入学者数比率、1.20
2014 年度	志願者 50 名、入学者 37 名、入学者数比率、1.23
2015 年度	志願者 41 名、入学者 33 名、入学者数比率、1.10
2016 年度	志願者 52 名、入学者 35 名、入学者数比率、1.16
2017 年度	志願者 49 名、入学者 39 名、入学者数比率、1.30
2018 年度	志願者 133 名、入学者 89 名、入学者数比率、1.27
2019 年度	志願者 117 名、入学者 106 名、入学者数比率、1.17
2020 年度	志願者 130 名、入学者 111 名、入学者数比率、1.23

志願者は開学以来、定員を上回る人数を確保しているが、2018（平成 30）年度入試以降は、私学助成の上限超過とならないよう、定員管理を厳格に行い、1.30 倍未満になるようにしている。また、収容定員に対する割合も 1.50 倍未満になっている。引き続き適切な定員管理を行うとともに、質の高い出願者に結び付ける努力を行い、教育の質確保を図っていききたい。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

2018（平成 30）年度までは、教育研究委員会が、学生の受け入れ方針に基づいた学生募集および入学者選抜を実施するための、対象及び選抜基準・方法等、学生の受け入れのあり方、学生の受け入れ方針や、入試終了後の、選抜の公平性、公正性、適切性等に関する検証の役割を担ってきた。2019（平成 31・令和元）年度からは、より課題を明確にし、的確な改善に結び付けていくために、専任教員を中心とした「運営委員会」と「入試委員会」を編成し、検証を行っている。また、その結果を教授会で共有し、意見の聴取も行っている。ま

た、企業派遣の院生については、派遣元の期待を確認し、本学の教育効果を的確に把握していただくためにも、派遣元責任者と定期的に意見交換を行っている。

2. 点検・評価

- (1) 学生の受け入れ方針を明示しているが、出願者の対象の範囲を広げるとともに、求める人材像をさらに具体化することで、より質の高い入学者に結び付けていくため、その表現の改善に努めている。
- (2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切な学生募集や透明性を確保した入学者選抜を実施している。
- (3) そのため、学生の受け入れについて、アドミSSION・ポリシーを明示し、社会情勢の変化に合わせ、表現を見直すことで、本学が人材像として求めている院生をバランスよく確保することができている。
- (4) ただし、名古屋・大阪・福岡校については、開学間もないこともあり、地域の特性に合わせた募集活動と、安定した出願者・入学者数の確保にはまだ課題が残る。東京校では8年の募集・教育活動の蓄積がある。そのデータを今一度分析し直すことが、名古屋・大阪・福岡校の今後の更なる募集活動と教育の活性化につながるはずである。
- (5) また、出願者数のばらつきが、キャンパス間で入学試験での評価基準のばらつきにつながらないよう、入学試験の実施方法、評価基準についてのキャンパス間での統一を徹底する必要がある。
- (6) 開学以来、収容定員に対する在籍学生数比率を適切に管理しているが、今後はより質の高い出願者に結び付ける努力を行っていく必要がある。
- (7) 学生募集や入学者選抜の公正かつ適切な実施について、定期的に検証する仕組みを構築し、かつその仕組みを更新している。

3. 将来に向けた発展方策

- (1) 定期的にアドミSSION・ポリシーを検証することを通じて、本学の求める人材像に示した学生をバランスよく確保するとともに、より意欲とポテンシャルのある学生を選抜していく。
- (2) 特に、地方校では、その地域に根ざした募集活動を展開することで、大学全体で「事業構想人材の育成」という共通の目標を掲げながらも、各校立地の特色を生かし、その地方の発展に資する院生の教育をさらに強化することで、安定的な出願者と入学者数の確保につなげていく。

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学の学生は、ほぼ全員が社会人で、仕事を続けながら修学している。そのため、学生支援は、「仕事と両立して修学できる」環境を整えることが最も重要な事項であると考えている。具体的な内容については、(2)に示すとおりであるが、これらの方針は、パンフレットにも明記しており、その具体的内容については、院生便覧にもその内容が明記されている。また大学院説明会や入学時ガイダンスでもその方針を説明している。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

[コミュニケーションしやすい環境づくり]

本学は少人数のため、教員や事務局職員は、学生の名前やバックグラウンドを把握しており、教員と学生とは非常に近い距離でコミュニケーションをとることができている。教員とも授業だけでなく、いつでもメールでアポイントを取って面談や相談をすることができる。また教員室もオープンにされており、在室時には気軽に会うことができる。事務局も校舎開館時間中は職員が常駐しており、気軽に相談等できる環境を整えている。院生への修学上の個別的な相談については、1年次については年に2度の個別面談を実施し、2年次についてはゼミ担当教員が応じている。2019（平成31・令和元）年度は、1年次は前期授業終了時期の7-8月、後期授業終了時期の1-2月に、院生の負担のないよう、授業前後の時間を使い、教員と事務局による個別面談を実施し、仕事との両立の状況確認や悩みの把握、大学への要望などの聞き取り、事業構想計画書策定に向けたアドバイスをを行った。

学則上、留年の制度はないが、単位取得状況が順調でない場合には、個別に状況をヒアリングして相談にのっている。2年次への進級時点で、履修単位数は順調に取得しているものの、科目群別の最低取得単位数が少ない学生には事務局から連絡して注意喚起している。なお、若干名ではあるものの、転勤や家族の介護などで休学を希望する学生もいるが、教員や事務局が面談をして対応している。また休学中も定期的に連絡を取るようになっている。

なお、教員に対しては、教育活動および学術研究の信頼性と公正性が確保されることを目的として、本学教員が遵守すべき事項を定めた「教育・研究倫理規程」を、FD研修会の機会を利用して、専任教員だけでなく、兼任教員も含めて周知徹底している。

[学修に専念しやすい環境の整備やフォローアップ]

校舎の開館時間は、授業実施期間については、東京校は平日10:00~22:00、土曜10:00~19:00、大阪校、福岡校は平日13:00~22:00、土曜10:00~19:00である。授業

実施期間外は、平日 10:00~20:00、土曜 10:00~19:00 としている。学生は、開館時間中であれば、図書室やサロン自習室を自由に利用できる。また、正規の授業時間以外にも学生がグループワークの打合せや自主勉強会などで校舎を利用することがある場合、時間外であっても可能な限り柔軟に対応するようにしている。

大学からのお知らせは、学生全員に付与している電子メールあてに送信している。また、学生から教員や事務局に連絡したい場合にも、メールで直接連絡ができるようにしており、活発に活用されている。今年度からは授業科目別にもクラスルーム（クラウド上で授業のお知らせや配布資料共有、レポートの提出などができるシステム）を設定しており、教員や受講者間で情報共有ができる。

授業スケジュールについては、グーグルカレンダーに年間の授業予定を入れており、学生個人のスケジュール管理が行いやすいようにしている。

補習・補充教育などの支援については、欠席フォローと、主に経営学分野や経営に必要な基礎知識の未修者向けに支援を行っている。学生が仕事の都合等で授業に出席できない場合、オンライン上で、授業の動画をストリーミングで視聴することができる設備、システムを構築している。教室に設置している撮影設備により、教室のカメラ映像と投影資料を収録し、グーグルドライブに翌日までにアップしている。学生は翌日から次の授業（1回の授業で2コマ連続開講のため、原則として2週間後）までにストリーミング視聴することができる。配布資料も前述の授業科目別に設定されたグーグルドライブ上で共有されている。授業の動画は、履修期間中いつでも視聴可能であり、復習等にも活用されている。

[奨学金等の経済的支援措置について]

奨学金等の経済的支援措置については、適宜最新の情報を収集し、出願希望者や現役の院生に情報提供、アドバイス等を行っていることは、2018（平成30）年度報告書に記載したとおりである。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

本学の学生はほぼ全員社会人であり、自立した生活を送っているが、仕事と修学の両立、またプライベートでは育児や介護などを抱えている院生も多く、かなりハードな2年間を過ごすことになるため、大学でも出来得る限りの体制とサポートを行っている。その内容については、2018（平成30）年度報告書に記載したとおりである。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

学生は、ほぼ全員が社会人であり、入学時点ですでに企業経営者または会社員等であるため進路支援は特段必要ない。そのかわりに、学生の事業構想を後押しできるような人的ネッ

トワークの構築の機会や、修了後も気軽に大学院に来校できるような仕組みを作っていることは、2018（平成30）年度報告書に記載したとおりである。

2. 点検・評価

- (1) 本学では、学生支援の方針を明確にしている。
- (2) 本学の学生はほぼ全員社会人であり、自立した生活を送っているものの、仕事と修学、またプライベートの両立でかなりハードな2年間を過ごすことになるため、学生とは密なコミュニケーションを図り、修学支援、生活支援を、できる限り個別に対応できるようにしている。
- (3) 学生への進路支援は、社会人大学院であることから実施していないが、学生の事業構想を後押しできるような人的ネットワークの構築の機会や、修了後も気軽に大学院に来校できるような機会を提供している。

3. 将来に向けた発展方策

- (1) 修了生が修了後も学修を継続し、さらに活躍できる道筋も、今後は積極的に示していきたい。
- (2) 例えば、事業構想研究所での取り組みへファシリテーターや客員教員として参画したり、姉妹校である社会情報大学院大学で開講されている「実務家教員養成講座」の受講などを経て、将来的に本学で教鞭をとる学生が現れることも期待したい。

第7章 教育研究環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

教育研究等環境の整備に関する方針は、学則で定めている。

学則

第42条 本大学院には、その教育研究に必要な講義室・研究室・演習室等を備えるものとする。

第43条 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他、本大学院の教育研究に必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

校舎は2018（平成30）年度に、東京校、大阪校、福岡校の3キャンパスになり、2019（平成31・令和元）年度からは、東京校、名古屋校、大阪校、福岡校の4キャンパス体制となっている。

東京の本校舎は、表参道駅徒歩1分の交通アクセス至便な南青山にある。2018（平成30）年度4月には大阪校と福岡校が開校し、大阪校は開校当初、大阪駅から8分の堂島にあったが、2019（平成31）年4月からは、大阪駅・梅田駅直結のグランフロント大阪へ移転した。本年度4月に開校した名古屋校も、名古屋駅直結のJRゲートタワーにある。福岡校は天神駅から1分の福岡天神センタービルにスペースを確保している。いずれも、本学の院生の多くが勤務するオフィス街から、交通アクセス至便であることを意識した立地となっている。

東京校の講義室は、201教室（40名収容）と、203教室（20名収容）の2室ある。教卓も学生用の机、イスもすべて可動式で、受講人数や授業のスタイルに合わせて、自由に教室のレイアウトが変更できる。主に2年次ゼミや打ち合わせで利用される演習室は、202教室（6名収容）と301教室（12名収容）の2教室である。ここでは、可動型の長机で口の字を基本レイアウトとしている。また、本校舎に隣接する南青山313ビル（10階建て）の4階1フロアが別館校舎となっており、401教室（70名）、402教室（50名）、403教室（40名）を、大人数の講義やイベントに使用しているほか、大学主催の公開シンポジウムや研究所のプログラム等にも活用している。以上の講義室や演習用教室数で、院生の収容定員（60名）と開講授業数に十分対応できている。

2019（平成31）年4月に開校した名古屋校は、名古屋駅直結のJRゲートタワーに、大教室（36名）、中教室（21名）、小教室（15名）、サロン、図書室、事務室が整備されている。大阪校は、同年度に、大阪駅・梅田駅直結のグランフロント大阪に移転したが、大教室（32名）、中教室（16名）、小教室（12名）、サロン、図書室、事務室が整備されている。福岡校

では福岡市の中心部である天神に、大教室（27名）、中教室（24名）、小教室（12名）、サロン、図書室、教員控室、事務室が整備されている。いずれも、院生の収容定員と開講授業数に、適正な規模が確保されている。

本学は社会人中心の専門職大学であることから、仕事等の都合でやむをえず講義に遅刻したり、欠席した場合のフォロー体制を整える必要があった。また、全国各地の活性化を支える事業構想人材育成を行っていく、という理念の実現に向け、地方校の開校準備も行ってきた。2016（平成28）年2月に、私立学校施設整備費補助金で「授業収録および遠隔講義システム整備事業」が採択され、教室のAV機器を最新のものに更新するとともに、授業の映像、音声をクリアにかつ簡便に収録、配信できる設備を整備し、院生が欠席・遅刻した場合には録画視聴でフォローすることができるようになった。また、遠隔講義システムも整備し、連携大学をはじめ、遠隔地を結んでの授業も可能になった。さらに2016（平成28）年12月には、「私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金」に採択され、各教室に電子黒板やテレビ局スタジオレベルの収録機材と、双方向中継システムを導入し、授業収録や中継授業が円滑に行える環境が整備された。2018（平成30）年4月の大阪校と福岡校が開校に伴い、この授業収録・遠隔講義システムを全校に整備し、それぞれの校舎で行う対面授業を中心にしつつ、東京・名古屋・大阪・福岡4校での中継授業も組み合わせ、カリキュラムの充実を図ってきた。ただし、映像を介した授業においては、どうしてもその場の雰囲気や臨場感が十分に伝わっていない場合もあり、その課題を克服することのできる最新の設備整備が課題であった。2019（平成31・令和元）年度に、文部科学省研究設備（私立学校教育研究装置等施設整備費）補助金の交付を受け、マルチカメラによるスイッチングや、4K対応のより高精細な大型モニターやスクリーンでの映像配信、質問者の音声をクリアに収録するだけでなく、教室内で発せられる拍手や笑い声、ざわめきなどもミキシングして適切な音量で相手方に伝送することで臨場感も高めることのできる、最新の校舎間遠隔授業システムシステム導入することができた。

その他、学生および教員が快適かつ安心して学習・教育に集中できるような施設・環境整備として、図書館内での自習・閲覧スペースの確保、学生同士の交流や、少人数でディスカッションできる場としての「MPDサロン」、食事用の場所も確保している。

教員の研究室については、学外での活動割合が多い教員が大半を占めるため、あえて個室にせずフリーアドレスのブースを設けた大部屋となっている。防災面については、本校舎は、耐震基準に適合しており、ガラス張り部分は飛散防止フィルムを施工している。また、非常用の水、食料、毛布等も備蓄し、定期的に点検、更新を行っており、震災発生時の備えはできている。

このように、本学は、経営系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、学生および教員が快適かつ安心して学習・教育に集中できるような施設・環境整備と利用サポートの充実・改善に努めている。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

図書の充実については、2018（平成30）年度報告書に記載したとおりであるが、スペースに限りもあるため、オンラインデータベースのほか、WEBで公開されていない白書や統計類の充実にも力を入れている。

2016（平成28）年度に採択された、「私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）」で、日経BP未来研究所「未来予測レポート」全巻を取り揃えた。また、2019（平成31・令和元）年度に文部科学省研究設備（私立学校教育研究装置等施設整備費）補助金の交付を受け、事業構想構築基本データ整備事業として、日経BP総研未来ラボ未来予測シリーズ（39冊）を取りそろえた。このシリーズは全産業分野の2019-2028年テクノロジーロードマップが示されて有用であるが、高額（約1,340万円）でなかなか閲覧できない資料であるため、本学の院生が事業を構想する際に大いに参考になるとして、整備され次第、多くの院生が活用している。

図書室は、大学院開館時間中はいつでも利用できるようにしている。

図書・資料の貸し出しについては、一回につき20冊以内、2週間以内としている。貸出・返却の管理は、学生証のバーコード読み取り式で、事務局で対応している。

なお、2018（平成30）年4月に大阪校、福岡校、2019（平成31）年4月に名古屋校が開校したことに伴い、各校間および社会情報大学院大学（東京・高田馬場）の蔵書も相互貸し出し（取り寄せ）できる制度を導入している。また蔵書検索システムは各校舎の図書室の蔵書を一括して検索することが可能となっている。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

2018（平成30）年度報告書に記載したとおりで特に変更はない。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学は、公的研究費の適正な運営および管理のために、「公的研究費規程」を定めている。また、2016（平成28）年度には「教育・研究倫理規程」を制定し、教授会ならびにFD研修会、事務局会議等で教職員に周知してきた。2018年度の文部科学省の調査により、「本学全ての教員への研究倫理教育の受講」について、規程への明文化と義務付けが必要と指導されたことから、「教育・研究倫理規程」の「教員の責務」を定める第3条について、「教員の研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等への受講」に関する追記を行った。規程の改正は、教授会で諮問をおこなったうえで行い、理事会で承認された。またその改正をふまえ、8/31第2回FDにおいて、教員の研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を行った。

2. 点検・評価

- (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確にしている。
- (2) 東京校、名古屋校、大阪校、福岡校、すべて交通至便な場所に立地し、静穏で明るい独立したスペースを確保し、クリエイティブに発想し構想する環境を整えている。教室は授業を実施する上では十分なスペースと数を確保しており、充実・改善を図ってきており、教育研究活動に支障はない。
- (3) すべてのキャンパスに、テレビ局スタジオレベルの収録機材と、双方向中継システムを整備し、それぞれの校舎で行う対面授業を中心にしつつ、東京・名古屋・大阪・福岡4校での中継授業も組み合わせ、カリキュラムの充実を図ってきた。
- (4) 図書館、学術情報サービスについても、文科省の交付金なども活用しながら、適宜拡充を図っている。
- (5) 教育研究等を支援する環境や条件が適切に整備されている。
- (6) 研究倫理を遵守するための措置については、文科省の指導があったが、それを受け、必要な措置をとっている。

3. 将来に向けた発展方策

- (1) 東京校舎は、開学以来7年をかけて、教育研究等環境の充実と改善を行ってきた。2018（平成30）年度に開校した大阪校・福岡校、2019（平成31・令和元）年度に開校した名古屋校でも、同様の環境整備を行ってきたが、引き続き、各校の特長や、各校舎の院生の声なども反映しながら、充実を図っていく方針である。
- (2) 最新設備の中継システムも活用しながらも、双方向のコミュニケーションが中心の授業においては、対面での授業機会を確保できるよう、各校舎での教員の確保とカリキュラムの充実を引き続き行っていく。

第8章 社会連携・社会貢献

外部評価委員会では、産学連携や自治体との連携の更なる推進についての期待をいただいた。また、本学は開学以来、定員は毎年充足・超過している状況が続いているものの、教育の質を担保するために少収容定員を少なく抑えていることもあり、社会連携・社会貢献の取り組みは、財務基盤強化としても重要な意味を持つ。本章では2019（平成31・令和元）年度の取り組みを中心に記述する。

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

開学時に、「設置の趣旨等を記載した書類」において、「事業構想研究科設置の目的と育成する人材」として、「市場の自由化、高度情報化など変容著しい現代社会において、社会の諸問題を分析し、社会性の高い企業経営の実現、時代のニーズに応える事業開発や起業などを担う優れた専門知識と高い実務能力に資する教育・研究を行う」と明示している。また、研究科の使命として、『社会変動や人間行動への深い理解』を身につけ、『経営戦略や事業開発を立案、実行する能力』をもって、「市民社会への貢献、産業や地域の活性化」に結実させる人材を輩出すること」と明示している（「設置の趣旨等を記載した書類」）。

専門職大学院に期待される役割として、学術と実務との双方向の架橋教育があり、開学時より、産学官連携は必要不可欠なものとして積極的に取り組んできている。

また、2016（平成28）年3月に制定した「事業構想大学院大学中長期計画」においては、1. 教育分野、2. 研究分野、3. 社会的役割の三分野の中長期ビジョンを示しているが、そのなかで、「3. 社会的役割」として、次のように定めている。

2016年3月制定

事業構想大学院大学中長期計画（抜粋）

3. 社会的役割

教育・研究活動を通じて、既存事業の革新、さらには新産業の創出に寄与し、産業社会、地域社会の活性化を通じて、よりよい未来社会の実現に貢献する。具体的には、すでに着手している公開講座、シンポジウムなどの地方展開、他大学・自治体との連携をさらに推進し、本学の社会的使命をより一層、広汎に発揮する。

さらに、2016（平成28）年8月には、理事会において、「産学連携ポリシー」の制定を決定して、法人としても積極的に産学連携を推進することを機関決定した。

この「産学連携ポリシー」制定に基づいて、2016（平成 29）年 8 月から本学の学校法人の設置母体である株式会社宣伝会議をはじめ、ヘルスケア分野においては、株式会社分子生理化学研究所と、また環境・エネルギー分野においては株式会社フジテックスと産学連携協定を締結し、情報交換や共同研究プロジェクトの実施等を行っている。なお、協定書の締結による提携先企業は増加していないが、プロジェクト研究実施件数は 17 と着実に増加している。また、2019（平成 31・令和元）年度の国・自治体とのプロジェクトは 11 ある。

産学連携ポリシー

事業構想大学院大学は、学則第 1 条に「広い視野に立って精深な学識を授け、事業構想学の研究教授を通して創造的問題解決能力を有する高度な専門的職業人の育成することを目的とする」と定めている。この目的に沿って、教育、研究の付加価値を高め、本学における知の成果を積極的に社会へ発信するため、産学連携ポリシーを定める。

1. 本学は、産業界と連携した研究活動を積極的に推進する。
2. 本学は、教育・研究活動から創出される知見を積極的に社会に還元することにより、社会の発展と産業界の活性化に貢献する。
3. 本学は、地域創成、地域活性化のため、積極的な役割を果たす。

本学は、学長のリーダーシップのもと、事業構想研究科、事業構想研究所、事業構想出版部が有機的に連携して産学連携を推進する。

2016年8月25日

事業構想大学院大学

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

<書籍・雑誌・ジャーナルの発行>

教育研究の成果を基にした社会に対する活動としては、本学出版部で発行している書籍及び雑誌などの出版活動による情報発信がまずあげられる。2019（平成 31・令和元）年度

に本学で発刊した書籍・雑誌・ジャーナルは以下の通り。

- 事業構想研究所 編、村上周三・遠藤健太郎・藤野純一・佐藤真久・馬奈木俊介著『SDGs の実践 自治体・地域活性化編』2019年4月25日発行、事業構想大学院大学出版部、本体1800円（+税）。
- 松本美奈 著『異見交論——崖っぷちの大学を語る』2019年6月5日発行、事業構想大学院大学出版部発行、本体2200円（+税）。
- 松田智生 編著『明るい逆参勤交代が日本を変える——地方創生と働き方改革の同時実現』2020年3月15日発行、事業構想大学院大学出版部発行・発売、本体1500円（+税）。
- 月刊事業構想、事業構想大学院大学出版部発行、日本ビジネス出版発売
- 季刊SDGs経営、事業構想大学院大学出版部発行、日本ビジネス出版発売
- 環境会議、人間会議、事業構想大学院大学出版部発行、宣伝会議発売
- 事業構想研究第3号、事業構想大学院大学出版部発行

前年度以前の刊行書籍については、2018（平成30）年度報告書に記載したので割愛する。

これらの書籍は、本学での教育・研究活動や産学官連携の研究会等の成果として、まとめられたものである。今後も研究活動の成果を広く社会に発信する書籍をシリーズ化し、継続的に発刊していきたい。

また、2013（平成25）年9月より発刊している「月刊事業構想」は、全国の書店で発売する雑誌媒体とインターネットで購読できるオンライン版を発刊しており、一般のビジネスパーソンや自治体関係者などにも平易にわかりやすく事業構想に関するトピックスや最新情報をタイムリーに発信している。「月刊事業構想」の企画や執筆にも本学の教員が多く携わっており、教育・研究成果を発信する重要なメディアとなっているが、10年の活動の総括として書誌数値分析の実施を検討している。

<シンポジウム・フォーラム・セミナー>

シンポジウム・フォーラム・セミナーについては、2019（平成31・令和元）年度は例年以上に数多く取り組んだ。その結果、企業の新規事業担当者、人事・研修・人材育成担当者、国や自治体の理解が進み、修士課程の出願者やプロジェクト研究への参加者、その他、様々なプロジェクトの契機となっている。

・事業構想フォーラム～新規事業の「壁」をいかに越えるのか～

オリックス 業務執行役員 渡辺 展希 氏・SB イノベーション株式会社 事業推進部 部長 佐橋 宏隆 氏に登壇いただき、新規事業における「事業構想」の必要性について展開した企業向けプログラム。企業の新規事業担当者を中心に約100名が参加。

[開催日時・場所] 2019年4月24日 事業構想大学院大学（名古屋に中継）

・ICT活用全国首長会議（共催：東日本電信電話株式会社）

自治体の抱える地域課題に対してICT活用の最前線を知っていただく場を提供し、ICTが自治体でより一層活用されることで、自治体経営の一助となることを目的としてICT活用全国首長会議を開催。登壇者は全国の首長はもちろん、産官学で構成され、地域活性化やICT活用の学識者、利活用を実践する自治体、ICT活用の知見を持つ企業のそれぞれが知見を持ち寄り、課題解決のポイントの事例を提供。首長は、22名出席、自治体職員は150名以上が出席した。

[開催日時・場所] 2019年5月22日 新宿NSビル30階 セミナールーム1

・事業構想大学院大学 名古屋開校記念セミナー

一般社団法人中部経済連合会の後援・協力を得て、本学特別招聘教授、九州旅客鉄道株式会社 代表取締役会長 唐池 恒二 氏に登壇いただき、今の日本の企業がいかに閉塞感を打破していけばいいのか、その糸口となるセミナーを開催。中部圏の中小企業経営者、新規事業担当者、人材育成部門、などが参加した。

[開催日時・場所] 2019年5月29日 ミッドランドホール

・SDGs未来会議 未来をつくるソーシャルサミット

主催：SDGs未来会議実行委員会（株式会社宣伝会議・一般社団法人 大阪青年会議所）

後援：外務省・文部科学省・環境省・経済産業省・大阪府・大阪市

特別協力：学校法人先端教育機構 事業構想大学院大学・株式会社日本ビジネス出版

SDGs担当者を対象としたビジネスセミナーを開催、また一般のかたを対象とした、SDGsを知り、取り組むきっかけをつくる参加型、体験型のプログラムを実施した。

講演者は、産官学の多岐にわたり、環境省森本事務次官、国連広報センター根本所長、東京工業大学柏木名誉教授、岡山大学横井副学長、社会情報大学院大学笹谷客員教授、東京都市大学佐藤教授、国際協力機構関西センター、科学技術振興機構（JST）、子供国連環境会議推進協会事務局長、ユニリーバ社、サングロウ社、カルネコ、エコスタイル、大川印刷、Loop等が行った。

[開催日時・場所] 2019年6月13日～15日

グランフロント大阪 北館タワーC 8階

ナレッジキャピタルカンファレンスルームタワーC RoomC 02～04

・地方創生フォーラム2019

第2期地方版総合戦略の策定の情報収集を行う自治体、地域の企業やDMO等の団体に対して、地方創生に資する最先端の事例、官公庁からの情報、地方創生へのアイデアを持つ有識者等が登壇し、今後の地方創生に向けた取り組みのポイントなどを共有できる場として開催。

[開催日時・場所] 2019年8月22日(木) 13:30~20:00

8月23日(金) 9:30~16:30

TEPIA ホール

・新規事業アイデア開発(セミナー・ワークショップ)

発想から構想までの手法の一部を体験し、自らの体験とチームの体験を融合し、発・着・想を行うことのできる「事業構想脳」とはどんなものなのかを解説するとともに体験していただくことを目的に開催。

[開催日時・場所]

2019年8月28日、11月19日、2020年1月15日 事業構想大学院大学(名古屋)

2020年1月10日 事業構想大学院大学(大阪)

2020年1月11日 事業構想大学院大学(福岡)

・組織を構成する人間力(セミナー)

経営者の視点からどのように社員の力を強くしていくか、社員の視点からどのように自分自身の力を高めていくか、その両方の側面から、今求められる強い組織のあるべき姿を解説。

[開催日時・場所] 2019年8月30日 SPACES 博多駅前

・知が創る未来ビジネス(セミナー)

何故、日本は衰退し、20世紀後半に伸び悩んだ米国が世界の経済のリーダーになったのか? 何故米国と中国の貿易戦争の最終的な争点は、知財なのでしょうか? そこには、単にモノマネやライセンス料の話ではない構造的な課題が含まれています。果たして、構造的変化の本質は何か? 世界の潮流がどの様になってきているのか? そして知が創り出すビジネスとは何か? をマクロ的視点で講演

登壇者: 早川 典重(事業構想大学院大学 特任教授・はがみの森デザイン CEO)

[開催日時・場所] 2019年9月5日 事業構想大学院大学(大阪)

・デジタル時代の経営者(セミナー)

最新の事例を紹介しながら、デジタル時代の経営者のあるべき姿とリーダーシップについて考察。また知識創造、デザイン思考など、デジタル時代に経営者が知らなければならない、経営コンセプトもご紹介。

[開催日時・場所] 2019年9月11日 事業構想大学院大学(福岡)

2019年9月12日 事業構想大学院大学(大阪)

2019年9月12日 事業構想大学院大学(名古屋)

・SDGsと新事業開発(セミナー)

SDGsを切り口に新たな事業をどのように構想していくのか、「目標17 パートナーシッ

プ」での実践事例として、SDGs 未来都市での地域と企業のパートナーシップによる事業を紹介しながら、考察するセミナー。

[開催日時・場所] 2019年9月13日 JRゲートタワーカンファレンス

・今なぜ『事業構想』が求められているのか（セミナー）

「事業構想とは?」、「事業構想に必要な発・着・想」、「MPD（事業構想修士）とMBA（経営管理修士）の違い」などについて、経営者の視点から、わかりやすく解説するセミナー。

[開催日時・場所] 2019年9月17日 WeWork 大名

・持続可能な組織を支える人材育成（セミナー）

組織が自ら教育プログラムを策定し、それに合致した指導法や講師育成を可能にする適切な「組織内教育」のあり方を考察するセミナー。

[開催日時・場所] 2019年9月24日 事業構想大学院大学（名古屋）

・イノベーションを生む組織と人材育成（セミナー）

組織内からイノベーションを生むための人材育成について、本学の事例を元に考察。

[開催日時・場所] 2019年10月9日 事業構想大学院大学（福岡）

2019年10月17日 事業構想大学院大学（大阪）

2019年11月7日 事業構想大学院大学（名古屋）

・新イノベーション・マネジメント戦略論（セミナー）

イノベーションを誘発するための経営者の役割、企業のDNAとしてイノベーションを起こす組織文化を根付かせるための行動指針など、デザイン思考を経営に生かし、イノベーション戦略をどのように考えマネジメントしていくか、実績豊富な本学の竹内教授が解説。日本企業が陥りがちな、危機感の欠如、内向きな企業文化、リーダーシップ・オーナーシップの不在など、イノベーションを推進するためのアプローチを考察しながら、具体的な取り組みのヒントを提供。

[開催日時・場所] 2019年10月17日 事業構想大学院大学（名古屋）

・事業構想オープンフォーラム2019

本学で教鞭をとる専任教授陣より、4つの入口からワークショップを開催。既に社会で新事業に取り組む修了生（卒業生）もワークショップに参加し、授業の雰囲気の一部を体験するプログラム。

[開催日時・場所] 2019年10月20日 事業構想大学院大学

・「ブランド戦略」の授業を体験してみる（体験セミナー）

授業科目の一つである「ブランド戦略」の授業一コマを、ミニマムに体験するセミナー。

[開催日時・場所] 2019年11月6日 GarrawayF

・PROJECT DESIGN THINKING (セミナー)

事業構想への導入口として、プロジェクトデザイン思考の大まかな概要について説明。発想の本質的な要素を理解していただくことで、今後の自身のビジネスの糧となるセミナー。

[開催日時・場所] 2019年11月12日 グランフロント大阪

ナレッジサロン プレゼンラウンジ

・Society 5.0 未来のまちづくりフォーラム

地域の課題を新たな技術や構想で解決するための情報収集や官民連携の場の創出を目的としたフォーラム。

[開催日時・場所] 2019年11月14日 事業構想大学院大学

・新規事業開発におけるアイデア発想 (体験セミナー)

現状の延長線上にないアイデアとはどのようなもので、どのようにしたら生み出せるのかについて考察し、実際のプロジェクト研究の内容に準じてその概要を説明した。

[開催日時・場所] 2019年11月15日 事業構想大学院大学 (大阪)

2020年2月20日 事業構想大学院大学 (名古屋)

・企業を強くする人材を育てる (セミナー)

激しく変化する時代の中で、企業における将来を見据えた人材育成のあるべき姿について解説

[開催日時・場所] 2019年11月19日 事業構想大学院大学 (福岡)

・企業内研修を通じたイノベーション人材の育成 (セミナー)

人事部門を主な対象者として、社内で新規事業を創出する、イノベーション人材をいかに育成していくかについて、本学の事例を元に考察した。

[開催日時・場所] 2019年11月21日 事業構想大学院大学 (東京)

2019年12月12日 事業構想大学院大学 (大阪)

・ゴミ袋を活用し、SDGsに貢献するプロジェクトを考えるアイデアソン (セミナー)

ゴミ捨てだけでなく、災害時の食事や怪我の対策に使用できるなど日常生活に不可欠なゴミ袋。一方気候変動への対策や、海に流入する海洋プラスチックの問題への関心が高まる。こうした中、今回のワークショップでは、逆にゴミ袋を工夫・活用することによって、どのようにSDGs(持続可能な開発目標)に貢献することができるのかを考えるアイデアソンを開催。企業だけでなく、SDGsに関心の高い大学生や大学院生も対象としたセミナー。

[開催日時・場所] 11月29日 事業構想大学院大学 (東京)

・継承だけではない、未来を拓く事業承継（セミナー）

社会が大きく変容する中、事業承継を成功させ、企業を進化させていく方法について、考察。

[開催日時・場所] 2019年12月4日 事業構想大学院大学（名古屋）
2019年12月17日 事業構想大学院大学（大阪）
2020年1月29日 事業構想大学院大学（福岡）

・地域課題を解決する事業構想とは（セミナー）

人口減少、高齢化の進展、都市間競争の加速など、行政だけでは対応できない地域を取り巻く様々な社会課題に対していかにして持続可能な事業構想に落とし込んでいくか。「別府モデル」などの具体的な事例を紹介しながら、参加者の皆さんとともに考察していくインタラクティブなセミナー。

[開催日時・場所] 2019年12月14日 事業構想大学院大学（福岡）

・事業再生と組織を強くする人間力（セミナー）

事業を次の世代に残す上で大切な事、さらに企業規模に関わらず、その組織をよりよく運営する為に必要な人間力について、登壇者の経験を元に語るセミナー。

[開催日時・場所] 2019年12月17日 Plug-In KURUME

・ヘルスケアの最新動向と新規事業を考える（セミナー）

少子高齢化の進展に伴う医療費の増加、医療技術の目覚ましい進展、企業の健康経営など、ヘルスケア分野における最新情報を提供するとともに、その中でどのように新規事業に取り組んで行くべきなのかを解説。

[開催日時・場所] 2019年12月20日 事業構想大学院大学（福岡）

・いまなぜ事業構想が必要か？（セミナー）

閉塞的時代にディスラプティブなイノベーションを起こすいくつかの事業構想メソッドロジックについて概説。

[開催日時・場所] 2020年1月11日 事業構想大学院大学（名古屋）

・イノベーションの発想力の獲得法－現状の延長線上にない事業の構想力はどうすれば身につくか－（体験セミナー）

アイデアの源泉は情報量を増やすことが必須。本学の授業「クリエイティブ発想法」にて「観察力」を徹底的に鍛える体験型プログラム。

[開催日時・場所] 2020年1月13日 事業構想大学院大学（名古屋）
2020年1月17日、2月11日 事業構想大学院大学（大阪）

・中小企業・ベンチャーの新規事業を成功に導くために（セミナー）

不確実性が高まっている現代、新しいことにチャレンジするリスクより、何もしないことのリスクが大きくなっていると言われていた中、中小企業の間でも新規事業への取り組みの気運が高まっており、また新規事業を軸としたベンチャービジネスにチャレンジするビジネスマンも増加している。そのような環境のもとで、新規事業を成功に導く秘訣についてのセミナー。

[開催日時・場所] 2020年1月17日 Plug-In KURUME
2020年1月20日 事業構想大学院大学（福岡）

・DX（デジタルトランスフォーメーション）の本質（セミナー）

～ソーシャルフィードバックによる思考のリバランシング～

[開催日時・場所] 2020年1月22日 事業構想大学院大学（名古屋）

・持続可能な組織を支える人材育成－実践知を体系化し継承する－（セミナー）

次世代リーダーの育成のため、組織が自ら教育プログラムを策定し、それに合致した指導法や講師育成を可能にする適切な「組織内教育」のあり方を論じるセミナー。

[開催日時・場所] 2020年1月28日 事業構想大学院大学（名古屋）

・イノベーション人材に求められる素養－企業を再活性化させる人材の育成法とは－（セミナー）

「イノベーション思考」とは何か、従来からの思考と何が違うのか、何故それができないのか、を掘り下げ、どうすればイノベーション思考ができる人材を育成できるのかを議論するセミナー。

[開催日時・場所] 2020年1月29日 事業構想大学院大学

・事業構想の考え方（セミナー）

VUCAと言われる時代に、事業を興す、持続進化させるための事業構想の考え方について、事例を含め考察するセミナー。

[開催日時・場所] 2020年2月1日 事業構想大学院大学（名古屋）

・経営の安全学－なぜ事業に失敗する企業が多いのか－（セミナー）

社会の変化速度が急速に早まり、リスクの発見が遅れる会社が多く出てくる中、経営安全学を理解することで、経営の安定を目指すセミナー。

[開催日時・場所] 2020年2月4日 事業構想大学院大学（福岡）

・今なぜ事業構想が求められているのか？（セミナー）

いま、変化の激しい時代に求められている事業構想とは何か？ そこに取り組む事業構想家とはどんな人材なのか？

日本の航空業界に革新をもたらしたマーケティングと事業戦略の第一人者である本学教授が、具体的な事例を交えながら分かりやすく解説。

[開催日時・場所] 2020年1月17日、2月1日、2月7日 事業構想大学院大学（福岡）

・全国シティプロモーションサミット in Tokyo

（主催：学校法人先端教育機構 事業構想大学院大学、社会情報大学院大学、特別協力：株式会社宣伝会議、後援：東京都）

シティプロモーションに向け、これからの取り組みに向けたヒントや、次の一步を踏み出すチカラ、ひととの新たなつながりを目的としたセミナー。

全国から400名の自治体職員および関連企業団体が参加した。

[開催日時・場所] 2020年2月7日 宣伝会議セミナールーム

・地域課題を解決する事業構想とは（セミナー）

人口減少、高齢化の進展、都市間競争の加速など、行政だけでは対応できない地域を取り巻く様々な社会課題。その課題解決に取り組んでいく上で、いかにしてそこにビジネスチャンスを見出し、いかにして持続可能な事業構想に落とし込んでいくか。具体的な事例を紹介しながら、参加者の皆さんとともに考察していくインタラクティブなセミナー。

[開催日時・場所] 2020年2月13日 事業構想大学院大学（福岡）

2018（平成30）年度までの主なシンポジウムについては、2018（平成30）年度報告書に記載したので割愛する。

また、学外組織との連携については、さまざまな大学間連携、国・自治体との関連事業に取り組んできた。

<信州大学との大学間連携協定（2014（平成26）年7月締結）継続中>

信州大学との大学間連携協定に基づき、2014（平成26）年度より、信州大学繊維学部リーディング大学院の学生が本学の一部の授業を履修している。また、本学の学生が信州大学繊維学部の授業を履修できる。信州大学は、わが国唯一の繊維学部を持つ大学であり、繊維をはじめファイバー工学などの最先端技術と事業構想とを結びつける上で、双方にとってメリットがあるものとなっている。

<国・自治体との関連事業>

2019（平成31・令和元）年度に実施した、国・自治体との連携事業は、以下のとおりである。

- ・環境省地域循環共生圏事業

小田原市および北岩手地域において、地域発の持続可能な新事業を構想するプロジェクトを発足。自治体・地域企業・NPO・市民団体・商工会議所などが参加し、地域の未来を考えた上で、地域資源を活用した新事業を構想した。来年度以降も継続の見通しである。

- ・資源エネルギー庁 エネルギー構造高度化・転換理解促進事業

東京、大阪、仙台、福岡にて、自治体職員および地域企業に対して、地域発の新事業開発のプロジェクトを実施した。2019（平成31・令和元）年度は、「食」「イベント」「名産品」によって差別化を図り、最終的には地域独自のコンセプトを抽出した。さらに抽出されたコンセプトから、地域資源を精査することで新しい「事業の芽」を探し出した。集約された「事業の芽」を事業ストーリーボードに落とし、そうすることで収益構造や原価構造等を把握した。導き出された事業ストーリーと再生可能エネルギー利用についてコネクした。

- ・内閣府 地方創生カレッジ事業

全国約1.5万人の地方創生に関心のある方へ配信するためのeラーニングコンテンツ『Society 5.0の実現に向けた教育～「未来の教室」取り組み事例・EdTech等先進事例から学ぶ～』を制作した。文部科学省や経済産業省をはじめ、政府が推進するGIGAスクール政策（一人一台端末（ハードウェア）を支給等）において、ソフトウェアにあたるデジタル教材やデジタル技術を使った新たな教育方法について、実践的な解説をした。講師は、社会情報大学院大学の教員を中心とし、経済産業省担当官、教育委員会、学校長、先進民間企業、デジタル教材開発者、教育研究など、多くの協力者を得ている。

- ・文部科学省 実務家教員COEプロジェクト

社会情報大学院大学が文部科学省より採択を受けた「実務家教員COEプロジェクト」（採択事業の名称：持続的な産学共同人材育成システム構築事業）の連携校として、実務家教員の養成に取り組んでいる。

- ・ランナーズ・ヴィレッジプロジェクト（農林水産省農泊事業）

昨年度に引続き、農林水産省農泊事業の交付金を活用して、本学が提唱している「ランナーズ・ヴィレッジ構想」のプロジェクトを全国7地域（北海道比布町、青森県むつ市、福島県川内村、新潟県三条市、長野県飯田市、鳥取県南部町、山口県山口市）で実施した。その成果を受け、各地域で、ランナーを誘客する新たな観光宿泊・体験事業が開始されている。

2018（平成 30）年度以前の国・自治体との関連事業については 2018（平成 30）年度報告書に記載したので割愛する。

<その他、プロジェクト研究の推進>

プロジェクト研究は、平日の昼間の時間帯の空き教室を活用し、より幅広い層に「事業構想」に取り組んでいただけるよう、2014（平成 26）年度から実施している。2016（平成 28）年度からは、プロジェクト研究については、「履修証明プログラム」としての要件を備えたカリキュラムとし、特定のテーマによる公募型の研究プロジェクトに関しては、文部科学省の「職業実践力育成プログラム(BP)」にも認定され、年間 150 名程度が受講している。既に事業構想研究所として受け入れた研究員は累計 1000 名を超えており、プロジェクト研究の組成数は、100 を超えている。テーマとしては、SDGs、ブロックチェーン、地方創生、観光、エネルギー、ヘルスケア、IoT 等多様なイノベーション分野を包含した研究会を開催している。以下に、2019（平成 31・令和元）年度に開催したプロジェクト研究を示す。

- ・地域活性化新事業プロジェクト研究(1 期)
- ・SDGs 新事業プロジェクト研究(東京第 2 期)
- ・凸版印刷 プロジェクト研究(7 期)
- ・SDGs 新事業プロジェクト研究(大阪第 2 期)
- ・九州フィナンシャルグループ プロジェクト研究
- ・SDGs 新事業プロジェクト研究(東京第 3 期)
- ・SDGs 大和リース新事業プロジェクト研究（大阪）
- ・SB Players プロジェクト研究
- ・つくば新事業プロジェクト研究
- ・新規事業開発プロジェクト研究(東京第 2 期)
- ・NTT 西日本プロジェクト研究(大阪にて、2 グループ実施)
- ・NTT 西日本プロジェクト研究(福岡)
- ・SDGs 新事業プロジェクト研究(大阪第 3 期)
- ・SDGs 新事業プロジェクト研究(東京第 4 期)
- ・富士通 FIP プロジェクト研究
- ・ブロックチェーン新事業プロジェクト研究
- ・地域活性化新事業プロジェクト研究(第 2 期)

2018（平成 30）年度以前のプロジェクトについては 2018 年度報告書に記載したので割愛する。

SDGs をテーマにしたプロジェクト研究は、2019（平成 31・令和元）年度に計 6 本発足するなど、社会の要請に的確に応えた結果と考えられる。

また、栃木、筑波といった本学キャンパスがない地域においても、新事業開発を目的としたプロジェクト研究の需要があり、開講することができた。

1社型のプロジェクト研究（1社から10名程度で研究会を組成）については、IT、通信、銀行、印刷会社において実施された。

国や自治体との連携では、本学に対し地域活性化や新事業開発などの相談・要請があり受託したプロジェクトや、あるいは協定を結ぶ形式での新たなプロジェクトが、複数生み出された。国や自治体の場合、開始～終了まで、年度内に完結する必要があるため、プロジェクト内容については、それらの制度に合致するよう再編成を行った。

2. 点検・評価

- (1) 本学の産学官連携等の取り組みについては、社会との連携・協力に関する方針を定め、学長のリーダーシップのもと、事業構想研究科、事業構想研究所、事業構想出版部が有機的に連携し、産学連携を推進し、連携先の産学官の各機関より、オリジナリティのあるものとして一定の評価をいただいている。
- (2) 事業構想研究科での教育・研究活動のみならず、事業構想研究所が、国や自治体、民間企業から、多数のプロジェクト研究を受け入れ、学術と実践の懸橋教育に欠かせない取り組みとして、産学官連携の取り組みを積極的に行っている。
- (3) それらの成果を書籍や公開セミナー・シンポジウムで社会に広く還元し、修士課程への志願者やプロジェクト研究参加希望者へのリーチにも努めている。
- (4) SDGsをテーマにしたプロジェクト研究は2019（平成31・令和元）年度に計6本発足することができ、社会の要請に的確に応えた結果と考えられる。このように、企業が参加しやすいテーマ設定のもと、プロジェクト研究を開催していくなど、さらなる工夫が必要である。
- (5) シンポジウム・フォーラム・セミナーの実施により、広く社会に本学の理念や事業活動の成果を還元していくことは継続しつつも、より多くの協力者・参加者を得ていくための、効果的な手段・方法を模索する必要がある。
- (6) そのためにも、本学が開学時より取り組んでいる出版事業との連携をさらに強化していくことや、これまでの実績の分析と分析結果の次期計画への活用、そしてWebをはじめとした最新のデジタルテクノロジーの活用を推進する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

本学では主に「事業構想・イノベーション」分野、「地域活性、地方創生」分野、「AI、IoT等先端科学」分野、ヘルスケア分野、SDGs分野等を中心に産学官連携に取り組んできている。今後も本学の特徴、長所である分野を生かしながら、「事業構想」事例の拡充と展開、質の向上に努めてまいりたい。

第9章 管理運営・財務

9-1 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学では、今後3～5年間の視野に、2016（平成28）年3月に「事業構想大学院大学中長期計画」を理事会において策定し、大学の理念・目的の実現に向けた指針を示している。また、中長期計画にもとづき、「事業構想大学院大学中長期計画の実行について」を理事会決定して、学内に具体的な行動指針を明示し、周知している。2020（令和2）年3月には、学校法人全体としての中長期計画を理事会で決定している。

本学における意思決定機関は、学校法人においては理事会、評議員会が設置されている。理事会は、理事長以下9名から構成されており、本学校法人における最終意思決定機関となっている。また評議員会は20名で構成されており、理事会の諮問機関として、予算、決算の諮問等、寄附行為で定められた重要事項についての諮問を行うほか、特に学識経験者や職業的専門性を有する評議員には、幅広い知見に基づいて法人運営全般にわたって意見を徴する機会ともなっている。2019（平成31・令和元）年度は、理事会は年間5回、評議員会は3回開催されている。

教学組織については、学長の下に学長を補佐する副学長が置かれ、研究科長が研究科を統括している。学校教育法の改正により教授会が学長の諮問機関と規定されたため、本学においても関係規程を改定し、教授会は学長の諮問機関と位置付けている。教授会は月に1回、実務家教員が集まりやすい土曜日に開催され、諮問事項の審議及び教学に関する事項全般について報告し、オープンに議論を行っている。

2019（平成31・令和元）年度より管理運営体制の整備が開始された。以前は理事長の下に運営委員会が設置され、学長の下に教育研究委員会と総務委員会が設置されていたが、教育研究委員会と総務委員会を統合して学長の下に新たに運営委員会が設置され、教授会執行部としての役割も果たしている。運営委員会は、研究科長が委員長を兼務し、専任教員、事務局長で構成されている。教育全般、カリキュラム、FDに関する事項、制度や規程の整備、自己点検・評価、入試、学生などを分担している。運営委員会は原則として隔週開催で行われ、入試やFD、自己点検・評価等の対応のために、臨時に会議を開催することや、メール等で連絡調整を行うこともある。

法人部門と教学部門はそれぞれの役割と責任において独立して運営がなされているが、小規模校であることもあり、円滑かつ迅速に意思疎通や連絡調整を行うために、法人部門と教学部門の連絡調整機関として、常務会を月2回開催している。常務会は、法人側から理事長、教務担当理事、産学連携本部より2名、教学側からは、学長、学監の全6名により構成されている。ここでは、法人と教学の両方に関係する事項について情報交換や意見交換が行

われており、また、自己点検・評価活動の責任を負っている。意思疎通はきわめて良好に行われている。

また、2019（平成 31・令和元）年度からは外部評価委員会を立ち上げた。学外の弦間明委員長以下 6 名の外部評価委員から、第三者の立場で教育研究について忌憚のない意見をいただく機会を設けている。

(2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか。

規程については、開学時に整備したものをベースに法令の変更等に応じてその都度整備している。2017（平成 29）年 4 月の社会情報大学院大学の開学にあわせて、総点検を行い、法人部門と大学部門の規程を分類し、また規程間の関連についても整理し、あわせて規程番号の付番を行い、規程として運用しやすいように整理を行っている。

役職者の権限については、学則第 31 条において、

- (1) 学長は、大学院の学事を掌り、所属教職員を統括する。
- (2) 副学長は学長を補佐し、大学院に関する事項を掌る。
- (3) 研究科長は学長および副学長を補佐し、大学院に関する事項を掌る。

と定められている。

学長選考に関しては、「学長選出に関する内規」で規定されている。同内規では、①理事会において学識経験者を含む 3 名の候補者選考委員を選び、学長候補者の答申を委嘱、②学長選考委員会の答申に基づいて理事会にて審査を行い、学長を決定する、というプロセスが規定されている。なお任期は 2 年と定められている。

研究科長については「研究科長選考規則」で規定されている。研究科長は、教授またはその予定者のなかから「推薦その他の方法で選ぶ」（第 4 条）と規定され、選任については、「理事長が学長に諮問の上、理事会の議を経て理事長が任命する」（第 6 条）とある。直近の研究科長選任においては、2017（平成 29）年 11 月 1 日付で、研究科長の交代があったが、適切な手続きを経て選任されている。

事務組織の管理運営に関しては、法人の規程として、下記が整備されている。

事務規程（法人）

- 第 2-1 号 事務組織規則
- 第 2-2 号 稟議規則
- 第 2-3 号 文書取扱規程
- 第 2-4 号 公印取扱規程
- 第 2-5 号 個人情報保護に関する規程
- 第 2-6 号 財務情報公開規程
- 第 2-7 号 公益通報取扱規則
- 第 2-8 号 就業規則

- 第 2-9 号 職員の人事記録任免手続きに関する事務取扱要領
- 第 2-10 号 役員及び評議員報酬等規程
- 第 2-11 号 役員及び評議員旅費規程
- 第 2-12 号 経理規程
- 第 2-13 号 経理規程・付属経理専決事項に関する規程
- 第 2-14 号 固定資産及び物品管理規程
- 第 2-15 号 資産運用に関する規程
- 第 2-16 号 旅費規程
- 第 2-17 号 特定個人情報取扱規程

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

事務局は、法人本部長 1 名（教務担当常務理事兼務・専任）、事務局長 4 名（各校舎）、教務担当 6 名、広報 IT 担当 2 名、法人本部業務 2 名（総務・経理業務専任 1 名、派遣 1 名）の計 15 名体制で構成されている。上記以外に研究所担当職員が 10 名（専任）、出版部担当職員が 5 名（専任）となっている。専任職員 30 名、派遣社員 1 名の計 32 名の職員となっている。

本学は、主に夜間・土曜日開講のため、学生対応、授業対応等のため時差出勤や当番制を敷いて、授業運営、学生や教員からの対応に支障がでないようにしている。少人数制のため、職員は、学生の状況を把握し、気軽に相談等できる環境づくりを行っている。

また、事務組織と教員とは日常的に緊密な連携がとれている。また本学の特徴でもある出版部や研究所の活動を有機的に推進するため、担当職員とは朝礼や隔週で開催している連絡会議等で情報共有している。

また、職員は年に 2 回、全体会議(キックオフミーティング)を開催し、理事長も出席して方針や目標の共有、進捗状況の確認を行っている。また、防災訓練の実施、救急救命講習の受講、リスクマネジメント講習会などを定期的実施している。

職員の採用、昇格に関する事項は、「就業規則」に規定されている。限られた人数の事務局職員で円滑に業務を進めるため、主担当業務以外も担当する体制をとり、円滑に業務を遂行している。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員の目標管理については、前述の通り、年 2 回全体会議を開催し、事務局職員全員が参加して半期ごとの目標の設定および目標の到達・進捗状況について発表し、確認を行っている。担当別に目標設定を行うことで、振り返りを行った際に、目標通り進捗していれば達成感を得ることができ、また予定通り進捗できなかった場合でも、比較的早い時点で軌道修正を行うことができ、職員のモチベーション向上につながっている。人事考課については、

所属長および担当理事等が定期的に面談を行い、賞与等に反映させる仕組みとなっている。

スタッフ・ディベロップメント（SD）については、OJTによる習熟が主である。学外のセミナーやシンポジウム、各種研修等に参加する機会も多くある。また、私立大学職員の自主的な勉強会ネットワークにも参加している職員もいる。

2. 点検・評価

- (1) 管理運営方針を明確に定めている。
- (2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っている。
- (3) 事務組織も十分に機能しており、事務職員の意欲・資質向上のための方策を講じている。
- (4) ただし、スタッフ・ディベロップメント（SD）については、様々な機会は用意されているものの、職員の自主的な意欲、活動に依存している部分が多く、職員間による差がある。職員の自主的な取り組みを基本とするものの、今後は組織的な取り組みも必要である。
- (5) 校舎増加に伴い、新規で採用された職員も多い。職員の習熟度向上、本学の理念の理解を進める必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

- (1) 大学基準協会による専門職大学院の認証評価等を通じて、各種管理体制について整備、拡充が行われてきた。ただ、残された課題もあり、次の認証評価に向けても自己点検を行い、準備を進めていく。
- (2) 法人全体として、職員体制も拡充されており、法人全体としてスケールメリットを発揮して、より効率的な運営および組織マネジメント体制の確立を図っていく。

9-2 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学は、開学以来、定員は毎年充足・超過している状態が続いており、2014（平成 26）年度からは、専門職学位課程の授業が開講していない平日の昼間の時間帯の空き教室を活用したプロジェクト研究の実施による研究員の受け入れ、企業や自治体からの受託事業、出版部による「月刊事業構想」等の出版事業に積極的に取り組んでいる（2019（平成 31・令和元）年度の実施状況は第 8 章参照）。その結果、設立 4 年目の 2015（平成 27）年度に、黒字化を達成しており、現在、キャッシュフローには十分な余裕があり、財務的には特段問題は無い。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算編成は、法人本部において原案を作成し、法人部門と教学部門の連絡調整機関である常務会においてヒアリングを行っている。そのなかで要望事項や重点項目の予算化について議論も行った上で、2 月に開催される評議員会に諮問の上、理事会で決定している。

予算の執行については、「経理規程」、「経理規程附属経理専権事項に関する規程」に基づき、決裁金額に応じて、決裁権者が適切に決裁を行っている。教員の研究費等の執行および、事務部門における経費申請は電子決済システムによって電子決裁を行っている。法人本部においては、電子決裁を経ていない経費支出は認めない仕組みとなっている。現金での出金は小口支払等やむを得ない場合に限定され、教職員が立て替えた経費についても原則として給与振込口座への振り込みとしている。

また、入金に関しては、学費納入や検定料の納付は、銀行振込またはクレジットカード決済によっている（提携金融機関から教育ローンの振り込みも含む）。他の受託研究収入や収益事業等も原則として、請求書によって銀行振込によって入金が行われている。現金入金に関しては、証明書発行手数料や学生用コピー機の代金など、限定されたものとなっている。

契約書の締結が必要な取引に関しては、「捺印申請書」の添付を義務付けている。理事長印の場合は、部門長、担当理事が決裁を行った上で理事長本人が決裁（押印）を行っている。学長印の場合は、事務局長、研究科長、学長が決裁を行っている。

監査については、あずさ監査法人による会計監査を受けている。期中監査と期末監査により予算編成および予算執行は適切に行っているかについてチェックを受けている。

監事は弁護士および企業経営者の 1 名で、理事会、評議員会への出席および、法人の運営状況や重要な教学事項について、法人本部長から定期的に報告を行っている。また弁護士である押久保監事には、契約書締結や規程類の策定に関し、専門的見地からのアドバイスも受けている。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立については、特にプロジェクトベースの受託事業においては、案件ごとに受託前に予算書を提出し承認を得る仕組みとなっており、また、事後には決算結果について報告を行うこととなっており、そのプロセスの中で総括を行っている。出版事業等の収益事業についても、年間の収支計画の立案および四半期ごとの進捗状況の管理を行っている。

2. 点検・評価

- (1) 安定的な財政基盤を確立している。
- (2) 予算編成および執行は適切に行っている。
- (3) ただし、全国4キャンパス体制となり、職員体制も拡充され、校舎間の移動のコストも増大しており、その効率化が課題となっている。
- (4) 事務部門における経費申請はシステムが導入されて運用されているが、法人の業務が増えていくなかで、事業規模に合い効率化された、教職員にとっても使いやすい財務システムや、予算管理、会計システム、支払システムの構築が必要である。それに対しては、会計、受発注管理、労務管理を統合したシステムに切り替える方針で準備を進めている。

3. 将来に向けた発展方策

組織の増大とともに予算統制を図っていくことが課題となっている。法人全体としてスケールメリットを発揮して、より効率的な運営および管理体制の確立に努めたい。

第10章 「内部質保証」

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では学則で自己点検・評価について次のように規定している。

学則

第3条 本大学院はその教育研究水準の向上を図り、大学院及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う

今回の自己点検・評価報告書は、2018（平成30）年度の外部評価報告書を受けて自己点検をした結果の報告である。前回の自己点検・報告書で述べたように、本学では、学則に基づいて2015年（平成27年）に最初の自己点検・評価を実施した。直接のきっかけは、翌年受審する大学基準協会の経営系専門職大学院の認証評価に備えてであったが、その後、翌2016年（平成28年）10月に理事会が「自己点検・評価委員会規定」を制定し、「自己点検・評価委員会」が設置され、点検・評価を継続的に実施する体制が確立された。規定では、「自己点検・評価委員会」は、(1)学長が指名する教職員、(2)研究科長、(3)事務局長、から構成するものとされて、規定通り運営されている。これまで、同委員会で「自己点検・評価委員会規定」に基づいて自己点検を実施し、報告書を作成して学長に提出してきた。そして学長が理事会に報告した上で、過年度分の報告書や経営系大学院認証評価や機関別認証評価の報告書などと合わせて、本学のホームページで外部に公開している。

本学の情報公開については、各分野について可能な限り広く公開していくことを基本方針としており、以下のような項目について、募集要項や院生便覧、ホームページを通じて公開している他、大学院の事務室にも備え置き希望者の閲覧にも対応している（以下の項目は、文部科学省による情報の公表に係る調査項目にも対応している）。

1. 建学の精神
2. 教育研究所の基礎的な情報
 - ・ 研究科の名称及び教育研究上の目的
 - ・ 専任教員数
 - ・ 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境（キャンパス概要、学習環境、主な交通手段等）
 - ・ 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
 - ・ 校舎等の耐震化率
 - ・ 寄付行為、役員名簿

3. 修学上の情報等

- ・ 教員組織、各教員が有する学位及び業績
- ・ 入学者に関する受け入れ方針（アドミッションポリシー）、入学者数、収容定員、在学者数、修了者数
- ・ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス、カリキュラム、学年歴、時間割）
- ・ 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位、修了審査委員会規程）
- ・ 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ・ 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報（履修モデルの設定、主要科目の特長、科目ごとの目標等）

4. 年度毎の財務情報

- ・ 収支計画書、貸借対照表、財産目録、監査報告書

また学校教育法施行規則第 172 条の 2 において掲げられた教育研究活動等の状況についての情報も規定通りに公開している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学では開学した 2012 年（平成 24 年）に教授会メンバー 4 名を「自己点検、FD 担当」に選任し、点検・評価活動を始めた。開学当初は取り組む課題も山積していたため、まずは FD 活動に優先して取り組んだ。

具体的には、すべての講義科目（演習科目以外）について授業評価アンケートを実施、その結果は各教員に詳細にフィードバックして教授内容の改善を図るほか、全体を通しての認識を教授会や FD 研修などで共有化し、カリキュラムの改定にも反映させてきた。

またすべての 1 年次の院生に対し、仕事との両立の状況確認や悩みの把握、大学への要望などの聞き取りのために、年 2 回個別面談（1 人 15 分程度、専任教員と事務局の 2 名体制で対応）を実施している。その内容は（個人情報に配慮しつつ）教授会でも共有のうえ、改善事項への対応や院生へのサポートに努めている。

また、専任教員と兼任教員の全教員を対象とした第 3 章で述べたように「FD 研修会」を今年度も計 4 回実施し、本学の理念・目的の浸透とより深い理解、教員自身の教育研究水準の向上を図っている。

2015（平成 27）年から実施している自己点検・評価は、こうした一年間の活動を集約し評価したもので、毎年度末にまとめられる報告書は、教授会で確認を行ったうえで、運営委員会、外部有識者も交えた理事会、評議員会でも共有し、より幅広い見地から改善策をとりまとめることで、内部質保証に関するシステムの強化を図ってきた。

ただし、それら点検評価活動に対し、外部有識者外部有識者の助言等を受けながら、更なる展開や発展を図る仕組みの整備が課題となっていた。2019（平成 31・令和元）年度に自己点検・評価規程に「外部評価の実施」を盛り込む改正を行い、「外部評価委員会規程」を新たに整備し、国内外のビジネス動向ならびに高等教育の在り方について、高い見識を有する産官学民分野の有識者からなる外部評価委員会の設置を行った。

第 1 回外部評価委員会は 2019（平成 31）年 4 月 16 日に開催し、各委員からは、本学からの自己点検・評価報告をもとに、本学の教育研究活動、さらに期待すること、今後改善すべき点や取り組むべきことなど、率直に本学の取り組みを評価していただいた。これらの結果を報告書にとりまとめ、教授会や FD 研修会で共有し、今後の教育研究活動の参考にしている。また、理事会の議を経て外部評価報告書をホームページにも公開している。また、その報告書を FD 研修会で共有し、本学の今後の展開について教員間で議論を行った。

このように、毎年自己点検・評価を行い、さらに 1 年間の教育研究活動の向上に向けた取り組みを、外部評価委員会に評価していただくという、「評価」を「組織的かつ継続的に」本学の教育研究活動の向上に結び付けていくための体制が整った。

また、修了生に対する満足度アンケートは、2017（平成 29）年以来、毎年実施している。2018 年（平成 30）年度修了生へのアンケートからは、募集説明会参加者へ行う、本学へ期待することへのアンケート項目と対応させることとした。このことにより、入学前の本学への期待に対し、修了後に実際にどの程度満足したのかが確認でき、一致していない項目については改善の余地があるか、入学前に更なる周知徹底やコミュニケーションが必要であるなど、取り組むべき課題が見えてくることを期待している。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

前述したように、学生や教職員の声を日常的に集約し、教育研究活動の改善に取り組んでいくという PDCA サイクルを有効に機能すべく、その仕組みづくりにも取り組んできた。2015（平成 27）年から行ってきた自己点検・評価により、理事会、評議員会、運営委員会、教授会というそれぞれの段階で評価していく体制も確立し、各課題に対してより本質的な改善がはかれるようになった。さらには、2019（平成 31・令和元）年度には、外部評価委員会が設置され、自己点検・評価活動に対し、外部有識者の助言等を受けながら、更なる展開や発展を図る仕組みも整備された。

これまで、2016（平成 28）年度に大学基準協会による経営系専門職大学院に対する認証評価を、また 2017（平成 29）年度には機関別認証評価を受審し、いずれも「適合評価」を受けることができています。2016 年度に受審した大学基準協会による経営系専門職大学院等に対する認証評価で、「検討課題」として指摘された項目については、翌 2017 年度までに提出した課題解決計画に基づき、順次解決を行い、「改善報告書」を 2019 年（平成 31・令和元）年度に大学基準協会に提出し受理されている。

機関別認証評価で指摘され、残されている課題については、主に以下のとおりである。

- ① 「事業構想」の定義を明確にし、その実現に向けた中長期ビジョンを新たに構築する必要がある。その際には、固有の目的と中長期ビジョンの関連性を確保するとともに、中長期ビジョンに対する資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を明らかにする必要がある。
- ② 上記固有の目的を踏まえ学位授与方針を再設定する必要がある、それにあわせて教育課程の編成・実施方針の再設定も必要である。その際、理論（自己点検においては学術と理解）と実務の架橋教育の考え方をさらに明確にすることが求められる。
- ③ 中長期ビジョンを実現するためにも、専任教員の適切な構成・配置についてさらなる検討が必要である。その際、教員組織編成のための適切な方針を設定すること、現状のメリット又はデメリットを踏まえ、専任教員等の契約期間について検討することも必要であり、固有の目的である事業構想の定義を明確にしたうえで、安定的なカリキュラムを実施するうえで必要な教員組織の構築が求められる。

以上の指摘された課題の克服に向け、引き続き改善の努力を重ね、教育研究環境のいっそうの向上に取り組んでいく。

2. 点検・評価

- (1) 自己点検・評価委員会規定に基づいて、大学の諸活動について、院生面談での直接的なヒアリング、修了生へのアンケートも行いながら、多くの教員を巻き込んで点検・評価を行い、その結果を教育情報、財務状況などともにホームページで公表している。
- (2) 教職員の間で継続的に討議を行って作成する「自己点検・評価報告書」のほか、「外部評価」の仕組みも導入し、内部質保証に関するシステムを整備している。
- (3) 報告書の作成にあたっては自己点検・評価委員会の委員を中心に幅広い教職員に参加してもらい、結果を各段階の会議で確認することで共有化し、速やかな改善を図っている。
- (4) また専任教員のみならず、特任、客員教員についても、年間4回行っているFD研修への参加を促し、本学の理念・目的の浸透と本学の理念・目的の浸透とより深い理解、教員自身の教育研究水準の向上、コンプライアンスも含めた意識の徹底を図るなど、内部質保証を適切に機能させている。

3. 将来に向けた発展方策

- (1) 自己点検・評価活動や大学基準協会の認証評価で「事業構想」の定義の明確化が課題と指摘されているが、事業構想学はこれまでに存在しない、未踏の学問である。その特性から実学に近い位置にあるが、単なる経験的知識の寄せ集めでは成立しない。一方で、議論の厳密さを追求する、あるいは既存のパラダイムを踏襲する従来型の研究でも達成できない。そのような構造の学術分野は前例が少なく、学そのものの姿を求めることから議論を始める必要がある、課題設定を第1章で述べた。

- (2) そのため、本年度より、主に FD 研修会で、本学の理念・目的のより深い理解を図りながら、今後の本学の展開について議論を深めることから着手した。
- (3) また、「事業構想学」の構築を目指す学術誌「事業構想研究」を 2018（平成 30）年 3 月より年 1 回発刊している。発刊時より、本学へのかかわりの長い教員を中心に、それぞれが考える「事業構想」を総説として集積する作業を開始し、オープンな議論の蓄積が、今後「事業構想」をより明確化し、中長期ビジョンを作成していく際の礎になると考えられる。
- (4) 同誌は、事業構想学の研究成果の公表に加え、挑戦事例の報告や議論の場としての役割も担うこととし、「事業構想学」の構築を目指す全国の研究者とともに学び合う、学術的プラットフォームへ発展していくことを期待している。

終章

2019（平成 31、令和元）年度は、外部評価委員会の報告を受け、本学は建学の理念・目的のさらなる深化と浸透、実践、実現をめざした検討をした。特に理念・目的に関連して、FD 研修会での議論を踏まえて、これまでの 10 年の活動の総括の仕方、長期的な視点から 11 年目以降の活動の方向性についての議論の結果を評価報告として取り纏めた。

2020 年 2 月 15 日の FD 研修会においては本報告書の内容についての意見交換、議論に先立ち健康リスクの管理の観点から専門分野の近い谷野豊研究科長、根来秀行教授、二之宮義泰教授による「新型コロナウイルスに対する情報共有」と題した講義があった。その後 1.5 ヶ月が経過し、この COVID-19 と命名された感染症の患者数は確認されただけでも世界全体で 857,487 名（4 月 1 日午前 8 時 49 現在）に達したと Johns-Hopkins 大学の CSSE は報告している。この 1.5 ヶ月で約 10 倍の世界規模での感染拡大により、個人の健康リスク増大だけでなく、都市封鎖、医療崩壊、物資不足、長期の外出自粛といった事態が起り、社会不安が急速に広がり、世界全体に経済リスク、社会リスクをもたらしつつある。

今回の自己点検・評価においては、社会の一翼を担うための事業構想を考える場として事業構想大学院大学の教育研究活動を検討してきたが、今回のような“非常事態”に起因して想定される社会全体の大きな変化、その後の価値観の転換に関連して、今まで以上に現実、現場、現状、現物の変化を直視し、不確実性の中で本質を見失わない能力を養成する教育研究活動の強化の必要性を感じている。それは、広い視野と理解力、柔軟で普遍性の高い思考、スピード感のあるタイムリーな構想力、決断力、組織力、実行力、そのための ICT リテラシー等々、それぞれの能力への相互信頼に基づいて連帯し、未経験の困難を克服して、新たな未来を拓くための総合的な人間力の養成である。そのためには旧来のカリキュラムの抜本的な見直しと、教育と研究という活動の意味、原点を再度確認しながらの教育研究体制の整備が必要である。

また今回の“非常事態”を契機にして、世界全体の教育事業のデジタル化が加速している。言語のカベ、文化のカベ、国境のカベ、組織のカベ、分野のカベ、世代のカベ等々様々な障壁を ICT を活用して超える本格的な知的基盤の構築、交流と競争が国内外では開始されている。2020 年度は学外で展開されるダイナミックな変化に対応しながら、独自の試行錯誤と挑戦を繰り返すことになるだろう。

今後の大学運営に当たっては、委員会で出されたご指摘を踏まえて法人と大学全体で課題をしっかりと共有し、本学の固有の目的である「専門的職業人の育成」に向けて、大学運営と研究、教育内容のさらなる充実を図っていきたい。